

件名

信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第三百二十二条第一項第五号ニ、第三百三十三条第三号ハ並びに第三百三十五条第一項及び第二項の規定に基づき、信用金庫法施行規則第三百二十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないもの

は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 信用リスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項(3)については、内部格付手法採用金庫に限る。)</p> <p>「(1)・(2) 略」</p> <p>(3) 次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準(開示を要するエクスポージャーは、自己資本比率告示第五十条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。)</p> <p>(i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く。)</p> <p>(ii) ソブリン向けエクスポージャー</p> <p>(iii) 金融機関等向けエクスポージャー</p> <p>(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー</p> <p>(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー</p>	<p>(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項</p> <p>「(1)・(2) 同上」</p> <p>「加える。」</p>



(vi) その他リテール向けエクスポージャー

(vii) 株式等エクスポージャー

(viii) 特定貸付債権

(ix) 購入債権

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

〔(1)・(2) 略〕

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要〔(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫又は信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合〕には、両者を区別して開示することを要しない。

〔(i)〕〔(iii)〕 略

〔削る。〕

〔(iv)〕〔(vi)〕 略

〔四〇六 略〕

六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制

ハ 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要〔(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫又は信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合〕には、両者を区別して開示することを要しない。

〔(i)〕〔(iii)〕 同上

〔(iv)〕 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）

〔(v)〕〔(vii)〕 同上

〔四〇六 同上〕

〔号を加える。〕

制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

ハ S A | C V A 採用金庫にあつては、次に掲げる事項

(1) C V A に関するリスク管理体制の概要（理事の関与の仕組みを含む。）

(2) C V A に関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（C V A に関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにC V A エクスポージャー計測モデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。）

六の三 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

(1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

(2) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）

(3) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項

(i) 当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値

(ii) 当該振替の理由

(4) 内部取引担当デスクのリスク移転の状況

ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

「号を加える。」

ハ トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門を含む。）の構造及び保有する商品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。）

ニ 期待ショート・フォールモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）

(1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）

(2) 主要なトレーディング・デスクのうちストレス期待ショート・フォール（SES）によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要

(3) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）

(4) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。）

(5) 使用するデータの更新頻度

(6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）

ホ モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

へ DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方

式を用いる場合に限る。)

(1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デ  
スクの概要を含む。）

(2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測  
期間、PDの前提及びエクスポージャーのネットティング  
の方法を含む。）

(3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いてい  
る各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二  
百七十七条第三項各号に掲げる要件を含む。）

ト モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用  
に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方  
法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

七 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ BIの算出方法

ハ ILMの算出方法

ニ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、  
BIの算出から除外した事業部門の有無（事業部門を除

外した場合にあつては、その理由を含む。）

ホ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、

ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を

七 「同上」

イ 「同上」

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手  
法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、  
各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事  
項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削  
減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

除外した場合にあつては、その理由を含む。）

八 株式及び自己資本比率告示第七十条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人のうち、不動産に対する投資を目的とするもの（以下「不動産投資法人」という。）への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含む。）

九 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつてゐるものを除く。別紙様式第一号の二、別紙様式第四号第二十六面、第二十七面及び第二十九面並びに別紙様式第七号第二十一面から第二十三面までを除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（ロからニまでの額を除く。）並びにこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

「(1)～(3) 略」

ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 自己資本比率告示第七十条第三項に規定する投機的

八 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十一条第七項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

九 金利リスクに関する次に掲げる事項

「イ・ロ 同上」

4 「同上」

一 「同上」

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

「(1)～(3) 同上」

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エク

な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー

(2) (1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下この条、次条及び第六条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条、次条及び第六条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔(1)～(5) 略〕

ニ CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち信用金庫又は信用金庫連合会が使用する次に掲げる手法ごとの額

- (1) SA | CVA
- (2) 完全なBA | CVA
- (3) 限定的なBA | CVA
- (4) 簡便法

ホ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

- (1) マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセント

ポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳

- (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
- (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー

(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下この条、次条及び第六条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条、次条及び第六条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔(1)～(5) 同上〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

で除して得た額及びマーケット・リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち信用金庫又は信用金庫連合会が使用する次に掲げる方式ごとの額

(i) 簡易的方式

(ii) 標準的方式

(iii) 内部モデル方式

(2) 勘定間の振替分に係るマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額及び当該振替に係る所要自己資本の額（当該振替がある場合に限る。）

へ  
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める事項

(1) B I が千億円以下であり、かつ、I L M を一とする場合 B I 及び B I C の額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 B I 及び B I C の額、I L M の値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移

「削る。」

ト 単体リスク・アセットの合計額（自己資本比率告示第十一条の算式の分母の額をいう。第五条第一項第三号において同じ。）及び単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第十一条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。同号において同じ。）

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャ

ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち信用金庫又は信用金庫連合会が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) 基礎的手法

(2) 粗利益配分手法

(3) 先進的計測手法

ホ 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第十一条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第五条第一項第三号において同じ。）

二 「同上」

「及び証券化エクスポージャーを除く。」に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第六十五条に規定する延滞エクスポージャー及び自己資本比率告示第六十六条に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーをいう。第五号イ(2)並びに次条第四項第三号ハ及び第六号イ(2)において同じ。）の期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

「(1)・(2) 略」

「ニ・ホ 略」

標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第四十九条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額（自己資本比率告示第六章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となるエクスポージャーの額（自己資本比率告示第七十二条に規定するオフ・バランス取引に係るものを除く。）をいう。以下この号及び次条第四項第三号において同じ。）

(2) CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に對して適用される掛目をいう。以下この号及び次条第四

「イ・ロ 同上」

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

「(1)・(2) 同上」

「ニ・ホ 同上」

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果の勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第七十七条第二項第二号、第七十七条第二項第二号、第二百四十八条（自己資本比率告示第二百二十三条及び第二百二十五条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額



項第三号において同じ。)を適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額(CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この号及び同項第三号において同じ。)

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

(4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

(5) 信用リスク・アセットの額

(6) (5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合

ト 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第四十九条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額(オン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額をいう。)並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

チ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第四十九条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイト

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

の区分ごとの内訳

- (1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額
  - (2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額
  - (3) CCFの加重平均値（CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を(2)に掲げる額で除した割合をいう。）
  - (4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額
- リ 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権について、自己資本比率告示第百五十一条第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

- ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）
- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー

- ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百五十一条第三項及び第五項並びに第百六十五条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高
- チ 「同上」

- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー

債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的  
内部格付手法（内部格付手法のうち、自己資本比率告  
示第四百四十五条第二項各号に掲げるエクスポージャー  
に該当しない事業法人等向けエクスポージャーについ  
てLGD及びEADの自金庫推計値を用いる手法をいう。

以下この号及び第九号並びに次条第四項第三号及び第  
十号において同じ。）を適用する場合には、デフォル  
トしたエクスポージャーに係るEL<sub>default</sub>を含む。）の加  
重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バ  
ランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資  
産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用す  
る場合には、コミットメントの未引出額及び当該未引  
出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

〔削る。〕

(2) 〔略〕

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャ  
ー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエ  
クスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、  
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及び  
その他リテール向けエクスポージャーごとの直前期にお  
ける損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対  
比並びに要因分析

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャ  
ー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエ

債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的  
内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエク  
スポージャーに係るEL<sub>default</sub>を含む。）の加重平均値、  
リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項  
目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEAD  
の推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コ  
ミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛  
目の推計値の加重平均値を含む。）

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー  
債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加  
重平均値及び残高

(3) 〔同上〕

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャ  
ー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエ  
クスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エク  
スポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格  
リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその  
他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における  
損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並  
びに要因分析

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャ  
ー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエ

クスポートジャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

〔三・四 略〕

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 信用金庫又は信用金庫連合会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 「略」

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、信用金庫又は信用金庫連合会が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

〔(3)～(11) 略〕

ロ 「略」

五の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ BA-CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する信用金庫又は信用金庫連合会にあっては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 完全なBA-CVA 自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める $K_{reduced}$ 及び $K_{hedged}$ に割引係数(DSBA-

<sup>(AV)</sup> ) $\times 0.65$ を乗じて得た額を八パーセントで除して

クスポートジャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

〔三・四 同上〕

五 「同上」

イ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、信用金庫又は信用金庫連合会が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

〔(3)～(11) 同上〕

ロ 「同上」

〔号を加える。〕

得た額並びにこれらの合計額

(2) 限定的なB A | C V A 自己資本比率告示第二百七十条の三の四の規定により算出する自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める  $\text{R}_{\text{Interest}}$  の算式における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びに限定的なB A | C V Aにより算出したC V Aリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ロ S A | C V A採用金庫にあつては、自己資本比率告示第二百七十条の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとに算出したC V Aリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びにS A | C V Aの対象となる取引相手方の先数

五の三 マーケット・リスクに関する事項

六 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下この号及び次条第四項第七号イにおいて「上場株式等エクスポージャー」という。）

(2) 「略」

「ロ」ホ 略」

「七・八 略」

九 内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項（内部格付手法採用金庫に限る。）

イ 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポー

「号を加える。」

六 「同上」

イ 「同上」

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という。）

(2) 「同上」

「ロ」ホ 同上」

「七・八 同上」

「号を加える。」

ジャー、証券化エクスポージャー、自己資本比率告示第八章の二に規定するCVAリスク並びに自己資本比率告示第二百七十条の七各号に掲げるエクスポージャー（以下「中央清算機関関連エクスポージャー」という。）を除く。）に関する次に掲げる事項

(1) 内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額のうち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫又は信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi) その他リテール向けエクスポージャー  
株式等エクスポージャー

- 
- (ix) (viii) 特定貸付債権  
購入債権
- (2) (1) (i) から (ix) までに掲げるポートフォリオに標準的  
手法を適用し、自己資本比率告示第七十三条に定める  
与信相当額の計算に S A | C C R (自己資本比率告示  
第七十四条に定めるところにより与信相当額を算出す  
ることをいう。以下この号及び次号並びに次条第四項  
第十号及び第十一号において同じ。) を用いて算出し  
た信用リスク・アセットの額 (1) において、(1) (v) 及び  
(vi) の両者を区別した開示を行わない場合には、(1) (v) 及  
び (vi) の両者を区別して開示することを要しない。) 及  
びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額
- (3) 標準的手法が適用されるポートフォリオ (自己資本  
比率告示第五十条から第七十条まで及び第七十一条の  
二の規定に該当するエクスポージャーに限る。) の信  
用リスク・アセットの額及び (1) に規定する内部格付手  
法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセッ  
トの額の合計額並びにこれらのうち次に掲げる内部格  
付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォ  
リオごとの内訳 (1) において、(1) (v) 及び (vi) の両者を区  
別した開示を行わない場合には、(1) (v) 及び (vi) の両者を  
区別して開示することを要しない。)
- (i) 事業法人向けエクスポージャー (特定貸付債権を  
除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォ  
リオがある場合にあつては、適用される内部格付手  
法別の内訳を含む。)
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
-

- 
- (v) (iv) (iii) 金融機関等向けエクスポージャー  
 居住用不動産向けエクスポージャー  
 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャ
- (vi) (v) (iv) (iii) (ii) 1 | その他リテール向けエクスポージャー  
 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャ  
 居住用不動産向けエクスポージャー  
 金融機関等向けエクスポージャー  
 ソブリン向けエクスポージャー
- (4) (3) (2) (1) | 率告示第七十三条に定める与信相当額の計算にS A I C C Rを用いて算出した信用リスク・アセットの額及びこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳(1)において、(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1) (v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)
- (ix) (viii) (vii) (vi) | 購入債権  
 特定貸付債権  
 株式等エクスポージャー  
 その他リテール向けエクスポージャー
- (i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。)
-



- 
- (vii) 株式等エクスポージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権
- ロ 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 信用リスク・アセットの額
- (2) 信用金庫又は信用金庫連合会を標準的手法採用金庫とみなして自己資本比率告示第八章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額
- 十一 期待エクスポージャー方式（自己資本比率告示第七十五条に定めるところにより与信相当額を算出すること。以下。次条第四項第十一号において同じ。）とS A | C C Rの比較に関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第七十五条第一項の承認を受けた標準的手法採用金庫に限る。）
- イ 派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（第六条第三項第四号において「派生商品取引及びレポ形式の取引等」という。）の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティー信用リスク」という。）の信用リスク・アセットの額
- ロ 自己資本比率告示第七十三条に定める与信相当額の計算にS A | C C Rを用いて算出したカウンターパーティー信用リスクの信用リスク・アセットの額
- 十一 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項（内部モデル方式採用金庫に限る。）
- 

「号を加える。」

「号を加える。」

イ マーケット・リスク相当額の合計額

ロ 全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。）

5 前項第五号の三に掲げる事項は、別紙様式第一号の二により作成するものとする。

6 第四項第八号に掲げる事項は、別紙様式第一号の三により作成するものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条 規則第三百三十三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫の直近の二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第七条第一項において同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一、三、略」

四 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（③については、内部格付手法採用金庫に限る。）

「項を加える。」

5 前項第八号に掲げる事項は、別紙様式第一号の二により作成するものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条 規則第三百三十三号第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫の直近の二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第七条第一項において同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 「同上」

3 「同上」

「一、三、同上」

四 「同上」

イ 「同上」

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

〔1〕・〔2〕 略〕

(3) 次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準（開示を要するエクスポージャーは、自己資本比率告示第五十条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。）

(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

(vii) 株式等エクスポージャー

(viii) 特定貸付債権

(ix) 購入債権

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

〔1〕・〔2〕 略〕

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区

〔1〕・〔2〕 同上〕

〔加える。〕

ハ 〔同上〕

〔1〕・〔2〕 同上〕

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（vi）及び（vii）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区

別して開示することを要しない。）

〔(i)〕〔(iii)〕 略

〔削る。〕

〔五〕七 略

七の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA|CVA、完全なBA|CVA、限定的なBA|CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

ハ SA|CVA採用金庫にあつては、次に掲げる事項

(1) CVAに関するリスク管理体制の概要（理事の関与の仕組みを含む。）

(2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエクスポージャー計測モデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。）

七の三 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる

別して開示することを要しない。）

〔(i)〕〔(iii)〕 同上

〔(iv)〕 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）

〔五〕七 同上

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

- 
- 事項を含む。)
- (1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法
  - (2) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）
  - (3) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項
    - (i) 当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値
    - (ii) 当該振替の理由
  - (4) 内部取引担当デスクのリスク移転の状況
- ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容
- ハ トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門を含む。）の構造及び保有する商品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。）
- ニ 期待ショート・フォールモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）
- (1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）
  - (2) 主要なトレーディング・デスクのうちストレス期待ショート・フォール（SES）によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要
  - (3) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。）
-

(4) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）

(5) 使用するデータの更新頻度

(6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）

ホ モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

ヘ DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

(1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）

(2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネットティングの方法を含む。）

(3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二百七十七条第三項各号に掲げる要件を含む。）

ト モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

ハ オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ハ 「同上」

イ 「同上」

ロ|| B I の算出方法

ハ|| I L M の算出方法

ニ|| オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、

B I の算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無（連結子法人等又は事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

ホ|| オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、

I L M の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

九 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（不動産投資法人への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含む。）

十 「略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（ロからニまでの額を除く。）並びにこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的

ロ|| オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手

法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ|| 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

九 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十 「同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数の

手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

〔2〕・〔3〕 略

ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 自己資本比率告示第七十条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー

(2) (1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔1〕～〔5〕 略

ニ CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち信用金庫又は信用金庫連合会が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) SA|CVA

(2) 完全なBA|CVA

(3) 限定的なBA|CVA

ポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

〔2〕・〔3〕 同上

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳

(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー

(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー

(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔1〕～〔5〕 同上

〔号の細分を加える。〕



ホ (4) 簡便法

マーケット・リスクに関する次に掲げる事項  
(1) マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びマーケット・リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

(i) 簡易的方式

(ii) 標準的方式

(iii) 内部モデル方式

(2) 勘定間の振替分に係るマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額及び当該振替に係る所要自己資本の額（当該振替がある場合に限る。）

ヘ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める事項

(1) B I が千億円以下であり、かつ、I L M を一とする場合 B I 及び B I C の額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 B I 及び B I C の額、I L M の値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移

「削る。」

ト 連結リスク・アセットの合計額（自己資本比率告示第二条の算式の分母の額をいう。第五条第二項第三号において同じ。）及び連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額

「号の細分を加える。」

ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) 基礎的手法

(2) 粗利益配分手法

(3) 先進的計測手法

ホ 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第五条第二項第三号において同じ。）

をいう。同号において同じ。）

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

「(1)・(2) 略」

「ニ・ホ 略」

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第四十九条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシート of エクスポージャーの額

(2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシート of エクスポージャーの額

(4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

(5) 信用リスク・アセットの額

三 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

「(1)・(2) 同上」

「ニ・ホ 同上」

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第七十七条第二項第二号、第七十七条第二項第二号、第二百四十八条（自己資本比率告示第二百二十三条及び第二百二十五条において準用する場合に限る。）並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第二百二十三条及び第二百二十五条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(6) (5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合

ト 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第四十九条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額（オン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランスシートのエクスポージャーの額の合計額をいう。）並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

チ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第四十九条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる額及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(1) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

(2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポージャーの額

(3) CCFの加重平均値（CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポージャーの額を(2)に掲げる額で除した割合をいう。）

(4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランスシートのエクスポージャーの額の合計額

リ 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツテイング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権について、自己資本比率告示第百五十一条第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) 「略」  
「削る。」

(2) 「略」

ル 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツテイング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百五十一条第三項及び第五項並びに第百六十五条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 「同上」

(1) 「同上」

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3) 「同上」

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヲ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

〔四・五 略〕

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 〔略〕

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

〔(3)〜(11) 略〕

ロ 〔略〕

六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ BA-CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する信用金庫又は信用金庫連合会にあっては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 完全なBA-CVA 自己資本比率告示第二百七十

ニ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

〔四・五 同上〕

六 〔同上〕

イ 〔同上〕

- (1) 〔同上〕

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

〔(3)〜(11) 同上〕

ロ 〔同上〕

〔号を加える。〕

条の三の三に定める $K_{reduced}$ 及び $K_{hope}$ に割引係数(DSCU-<sup>(v)</sup>を乗じて得た額を八パーセントで除して得た額並びにこれらの合計額

(2) 限定的なB A | C V A 自己資本比率告示第二百七十条の三の四の規定により算出する自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める $K_{reduced}$ の算式における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びに限定的なB A | C V Aにより算出したC V Aリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ロ S A | C V A採用金庫にあつては、自己資本比率告示第二百七十条の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとに算出したC V Aリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びにS A | C V Aの対象となる取引相手方の先数

六の三 マーケット・リスクに関する事項

「七〇九 略」

十 内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項（内部格付手法採用金庫に限る。）

イ 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー、自己資本比率告示第八章の二に規定するC V Aリスク並びに中央清算機関関連エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

(1) 内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額のうち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポ

「号を加える。」

「七〇九 同上」

「号を加える。」

- ージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫又は信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額
- (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- 1
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (vii) 株式等エクスポージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権
- (2) (1) (i) から (ix) までに掲げるポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十三条に定める与信相当額の計算に SA-CCR を用いて算出した信用リスク・アセットの額 (1) において、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別した開示を行わない場合には、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

- 
- (3) 標準的手法が適用されるポートフォリオ（自己資本比率告示第五十条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。）の信用リスク・アセットの額及び(1)に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額並びにこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳（(1)において、(1)(v)及び(1)(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(1)(vi)の両者を区別して開示することを要しない。）
- (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）
  - (ii) ソブリン向けエクスポージャー
  - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
  - (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
  - (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- 1
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
  - (vii) 株式等エクスポージャー
  - (viii) 特定貸付債権
  - (ix) 購入債権
- (4) (3)の規定により信用リスク・アセットの額を開示するポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十三条に定める与信相当額の計算にSARCCRを用いて算出した信用リスク・アセットの額及
-



びこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳（(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。）

(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャ

1

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

(vii) 株式等エクスポージャー

(viii) 特定貸付債権

(ix) 購入債権

ロ 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 信用リスク・アセットの額

(2) 信用金庫又は信用金庫連合会を標準的手法採用金庫とみなして自己資本比率告示第八章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額

十一 期待エクスポージャー方式とS A | C C Rの比較に関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第七十五条第一項の承認を受けた標準的手法採用金庫に限る。）

「号を加える。」

イ カウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額

ロ 自己資本比率告示第七十三条に定める与信相当額の計算にS A—C C Rを用いて算出したカウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額

十二 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項（内部モデル方式採用金庫に限る。）

イ マーケット・リスク相当額の合計額

ロ 全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。）

5 前項第六号の三に掲げる事項は、別紙様式第一号の二により作成するものとする。

6 第四項第九号に掲げる事項は、別紙様式第一号の三により作成するものとする。

（半期の開示事項）

第四条 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫の半期（四月から九月までの半期をいう。次項及び第八条において同じ。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、第二条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第三百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第三百三十五条第

「号を加える。」

「項を加える。」

5 前項第九号に掲げる事項は、別紙様式第一号の二により作成するものとする。

（半期の開示事項）

第四条 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫の半期（四月から九月までの半期をいう。次項及び第八条において同じ。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、第二条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第三百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第三百三十五条第一項

一項に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。）」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第四項第一号ホ中「をいう。第五条第一項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第二号ハ中「をいう。第五号イ(2)並びに次条第四項第三号ハ及び第六号イ(2)とあるのは「をいう。第五号イ(2)」と、同号へ(1)及び(2)中「をいう。以下この号及び次条第四項第三号」とあり、及び同号へ(2)中「をいう。以下この号及び同項第三号」とあるのは「をいう。以下この号」と、同号又(1)中「をいう。以下この号及び第九号並びに次条第四項第三号及び第十号」とあるのは、「をいう。以下この号及び第九号」と、同項第六号中「除く。次条第四項第七号において同じ」とあるのは「除く」と、同項第九号イ(2)中「をいう。以下この号及び次号並びに次条第四項第十号及び第十一号」とあるのは「をいう。以下この号及び次号」と、同項第十号中「をいう。次条第四項第十一号において同じ」とあるのは「をいう」と、同条第五項中「前項第五号の三」とあるのは「第四条第一項において準用する第二条第四項第五号の三」と、同条第六項中「第四項第八号」とあるのは「第四条第一項において準用する第二条第四項第八号」と読み替えるものとする。

2 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国内基準金庫の半期に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、前項に規定するところによるほか、前条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第三百三十三条第三号ハに規定する自己資本の充

に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。）」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第四項第一号ホ中「をいう。第五条第一項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第六号中「除く。次条第四項第七号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

2 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国内基準金庫の半期に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、前項に規定するところによるほか、前条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第三百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充

実の状況について」とあるのは「第百三十五条第一項に規定する」と、「連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第七条第一項において同じ。）に係るものに限る。」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第四項第二号ホ中「をいう。第五条第二項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と、同条第五項中「前項第六号の三」とあるのは「第四条第二項において準用する第三条第四項第六号の三」と、同条第六項中「第四項第九号」とあるのは「第四条第二項において準用する第三条第四項第九号」と読み替えるものとする。

（四半期の開示事項）

第五条 規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額

四 「略」

2 規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国内基準金庫に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額

実の状況について」とあるのは「第百三十五条第一項に規定する」と、「連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第七条第一項において同じ。）に係るものに限る。」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第四項第二号ホ中「をいう。第五条第二項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と読み替えるものとする。

（四半期の開示事項）

第五条 「同上」

「一・二 同上」

三 単体総所要自己資本額

四 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 連結総所要自己資本額

四 「略」	(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)
3 「略」	第六条 「略」
2 「略」	3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。
「一・二 略」	三 信用リスク（第五号に規定するもの並びに第六号及び第六号の二のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項
「イ〜ハ 略」	ニ 内部格付手法を採用した場合にあつては、次に掲げる事項
「(1)〜(3) 略」	(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャー（第五項に規定する定量的な開示事項のうち、別紙様式第四号第三十八面により作成するものに係るエクスポージャーに限る。）について、次に掲げる内部格付手法のポ
トフオリオに分類する場合の基準	(i) ソブリン向けエクスポージャー (ii) 金融機関等向けエクスポージャー (iii) 株式等エクスポージャー (iv) 購入債権

四 「同上」	(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)
3 「同上」	第六条 「同上」
2 「同上」	3 「同上」
「一・二 同上」	三 信用リスク（第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項
「イ〜ハ 同上」	ニ 「同上」
「(1)〜(3) 同上」	「加える。」

- (v) 事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）
  - (vi) 中堅中小企業向けエクスポージャー
  - (vii) 居住用不動産向けエクスポージャー
  - (viii) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
  - (ix) その他リテール向けエクスポージャー
  - (x) 特定貸付債権
  - (xi) 事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

「表略」

四 信用リスク削減手法（派生商品取引及びレポ形式の取引等に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

五 カウンターパーティー信用リスクに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（当該カウンターパーティー信用リスクの削減手法に関するものを含む。）

六 「略」

- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

「同上」

四 信用リスク削減手法（派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（次号において「派生商品取引及びレポ形式の取引等」という。）に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

五 派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティー信用リスク」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（当該カウンターパーティー信用リスクの削減手法に関するものを含む。）

六 「同上」

六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA|CVA、完全なBA|CVA、限定的なBA|CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

ハ SA|CVA採用金庫にあつては、次に掲げる事項

(1) CVAに関するリスク管理体制の概要（理事の関与の仕組みを含む。）

(2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエクスポージャー計測モデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。）

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第三十一条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

(1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

(2) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）

(3) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品

「号を加える。」

七 「同上」

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

の振替を行った場合には、次に掲げる事項

(i) 当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公

正価値

(ii) 当該振替の理由

ロ 内部取引担当デスクのリスク移転の状況

ハ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

ハ トレードイング・デスク（バンキング勘定の外国為替  
リスクを保有する部門を含む。）の構造及び保有する商  
品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク  
相当額を算出するトレードイング・デスクに限る。）

ニ 期待ショート・フォールモデルに関する次に掲げる事  
項（内部モデル方式の承認を受けたトレードイング・デ  
スクに限る。）

(1) 適用する場合には、その範囲（トレードイング・デ  
スクの概要を含む。）

(2) 主要なトレードイング・デスクのうちストレス期待  
ショート・フォール（SES）によりマーケット・リ  
スク相当額を算出するものの概要

(3) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内  
部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の  
方法（ストレス・テストを含む。）

(4) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測  
期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。）

(5) 使用するデータの更新頻度

(6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの  
結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び

ロ 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要

及び適用範囲

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」



- 低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）」
- ホ|| モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）。
- ヘ|| DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）
- (1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）
- (2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネットティングの方法を含む。）
- (3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二百七十七条第三項各号に掲げる要件を含む。）
- ト|| モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）
- ハ|| オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
- イ|| 「略」
- ロ|| BIの算出方法
- ハ|| ILMの算出方法

- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」
- ハ|| 「同上」
- イ|| 「同上」
- ロ|| オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあっては、各手法の適用範囲を含む。）
- ハ|| 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
- (1) 当該手法の概要

ニ| オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たっては、  
B Iの算出から除外した事業部門の有無（事業部門を除  
外した場合にあつては、その理由を含む。）

ホ| オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、  
I L Mの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を  
除外した場合にあつては、その理由を含む。）

九 信用リスク・アセットの額の算出対象となつてゐる出資  
等又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並び  
にリスク管理の方針、手続及び体制の概要（不動産投資法  
人への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判  
定に係る基準を含む。）

十 金利リスクに関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

「十一・十二 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。た  
だし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項  
の規定は、適用しない。

一 信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号及  
び第六号の二のリスクに該当するもの並びに次号に規定す  
るものを除く。）に関する次に掲げる事項

「イ・ニ 略」

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削  
減を行った場合にあつては、保険の利用方針と概要を  
含む。）

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

九 信用リスク・アセットの額の算出対象となつてゐる出資  
等又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並び  
にリスク管理の方針、手続及び体制の概要

十 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象と  
なつてゐるものを除く。別紙様式第四号第二十六面及び別  
紙様式第七号第二十一面を除き、以下同じ。）に関する次に  
掲げる事項

「イ・ロ 同上」

「十一・十二 同上」

4 「同上」

一 信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号の  
リスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く。）  
に関する次に掲げる事項

「イ・ニ 同上」

二 「略」  
〔5〕7 略〕

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第七条 規則第三百三十三条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率（レバレッジ比率告示第二条に規定する連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「信用金庫連合会全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第二十条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第三十二条の特別目的会社等を有する場合にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲に

二 「同上」  
〔5〕7 同上〕

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第七条 規則第三百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率（レバレッジ比率告示第二条に規定する連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「信用金庫連合会全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第二十条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第三十二条の特別目的会社等を有する場合にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リス

における信用リスク・アセットの額」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同号ニ(4)中「第五項」とあるのは「次条第四項第二号において読み替えて準用する第五項」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第三十一条各号」とあるのは「第十九条各号」と、同項第八号ニ中「事業部門」とあるのは「連結子法人等又は事業部門」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十二号」とあるのは「別紙様式第十三号」と読み替えるものとする。

〔4〕6 略〕

（単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第八条 「略」

2 「略」

3 第六条第三項（第三号ニ(4)及び第十一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の」とあるのは「第八条第一項の」と、「第十号及び第十一号」とあるのは

「信用リスク・アセットの額」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第三十一条各号」とあるのは「第十九条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十二号」とあるのは「別紙様式第十三号」と読み替えるものとする。

〔4〕6 同上〕

（単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第八条 「同上」

2 「同上」

3 第六条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第十

「第十一号」と、同項第三号中「第五号に規定するもの」とあるのは「カウンターパーティ信用リスク」と、「第六号及び第六号の二のリスクに該当するもの」とあるのは「証券化取引に係るリスク及びCVAリスク」と、同号ニ(4)中「第五項」とあるのは「第八条第四項において読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第四号第三十八面」とあるのは「別紙様式第七号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）の貸借対照表」と読み替えるものとする。

〔4・5 略〕

（連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第九条 「略」

2 「略」

3 第六条第三項（第三号ニ(4)及び第十一号に係る部分に限る。）及び第七條第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第六条第三項及び第七條第三項中「第一項の」とあるのは「第九条第一項の」と、第六條第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第三号中「第五号に規定するもの」とあるのは「カウンターパーティ信用リスク」と、「第六号及び第六号の二のリスクに該当するもの」とあるのは「証券化取引に係るリスク及びCVAリスク」と、同号ニ(4)中「第五項」とあるのは「第九条第四項において読み替えて準用する

一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）の貸借対照表」と読み替えるものとする。

〔4・5 同上〕

（連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第九条 「同上」

2 「同上」

3 第六条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第七條第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第六條第三項及び第七條第三項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、第六條第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）の連結貸借対照表」と、「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十二号」とあるのは「別紙様式第十三号」と、第七條第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第六條第三項第十一号に掲げる事項のほか、次

---

第五項」と、「別紙様式第四号第三十八面」とあるのは「別紙様式第七号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）の連結貸借対照表」と、「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十二号」とあるのは「別紙様式第十三号」と、第七条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第六条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4・5 略〕

に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4・5 同上〕

(別紙様式第一号)

項目	当期末	前期末
[略]		
信用リスク・アセットの額の合計額		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
[略]		
うち、上記以外に該当するものの額		
<u>マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額</u>		
[略]		
フロア調整額		
[項を削る。]		
[略]		

(注)

(1)・(2) [略]

(3) リスク・アセット等

[a・b 略]

c 「マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第十六条の二の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

d [略]

e 「フロア調整額」とは、自己資本比率告示第十八条第一項又は第二項の規定に従い算出された額をいう。

[削る。]

(4) [略]

(別紙様式第一号の二)

[別薬 1]

(別紙様式第一号)

項目	当期末	前期末
[同左]		
[同左]		
[同左]		
[同左]		
[同左]		
[項を加える。]		
[同左]		
信用リスク・アセット調整額		
<u>オペレーショナル・リスク相当額調整額</u>		
[同左]		

(注)

(1)・(2) [同左]

(3) リスク・アセット等

[a・b 同左]

[加える。]

c [同左]

d 「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用金庫において、自己資本比率告示第十八条第一項の規定に従い算出された額をいう。

e 「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用金庫において、自己資本比率告示第十八条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) [同左]

[様式を加える。]

(別紙様式第一号の三)

(別紙様式第一号の二)



(別紙様式第二号)

項目	当期末	前期末
[略]		
信用リスク・アセットの額の合計額		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
[略]		
うち、上記以外に該当するものの額		
<u>マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額</u>		
[略]		
フロア調整額		
[項を削る。]		
[略]		

(注)

(1)・(2) [略]

(3) リスク・アセット等

[a・b 略]

c 「マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第八条の二の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

d [略]

e 「フロア調整額」とは、自己資本比率告示第十条第一項又は第二項の規定に従い算出された額をいう。

[削る。]

(4) [略]

(別紙様式第二号)

項目	当期末	前期末
[同左]		
[同左]		
[同左]		
[同左]		
[同左]		
[項を加える。]		
[同左]		
信用リスク・アセット調整額		
<u>オペレーショナル・リスク相当額調整額</u>		
[同左]		

(注)

(1)・(2) [同左]

(3) リスク・アセット等

[a・b 同左]

[加える。]

c [同左]

d 「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用金庫において、自己資本比率告示第十条第一項の規定に従い算出された額をいう。

e 「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用金庫において、自己資本比率告示第十条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) [同左]

(別紙様式第三号)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成 (単体)				
国際様式 の該当番 号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十二号 (CC2) の参照項 目
[略]				
[項を削る。]				
[略]				
[項を削る。]				
[略]				
79	適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(別紙様式第三号)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成 (単体)				
国際様式 の該当番 号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十二号 (CC2) の参照項 目
[同左]				
33+35	適格旧 Tier 1 資本調達手段の額のうちその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
[同左]				
47+49	適格旧 Tier 2 資本調達手段の額のうち Tier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
[同左]				
79	適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額			
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)				
82	適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額			
83	適格旧 Tier 1 資本調達手段の額から適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)			
84	適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額			
85	適格旧 Tier 2 資本調達手段の額から適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[(1)~(9) 略]

[削る。]

(10) [略]

[(1)~(9) 同左]

(10) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第三条第九項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る基準額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。
- b 「適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第十項の規定に従い、同条第九項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る基準額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

(11) [同左]

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、基礎的内部格付手法適用分				
4	うち、スロットティング・クライテリア適用分				
5	うち、先進的内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7	うち、SA-CCR適用分				
8	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
9	その他				
10	CVAリスク				
	うち、SA-CVA適用分				
	うち、完全なBA-CVA適用分				
	うち、限定的なBA-CVA適用分				
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方 式に基づく株式等エクスポージャー				
12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア				

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
	その他				
4	カウンターパーティ信用リスク				
5	うち、SA-CCR適用分				
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、CVAリスク				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
	その他				
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポ ージャー				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（ルック・スルー方式）				
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（マンドート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（蓋然性方式250%）				

	セットのみなし計算 (ルック・スルー方式)				
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (マンドート方式)				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式250%)				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式400%)				
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (フォールバック方式1250%)				
15	未決済取引				
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分				
18	うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分				
19	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
20	マーケット・リスク				
21	うち、標準的方式適用分				
22	うち、内部モデル方式適用分				
	うち、簡易的方式適用分				
23	勘定間の振替分				
24	オペレーショナル・リスク				
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
26	フロア調整				
27	合計				

(注)

	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式400%)				
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (フォールバック方式1250%)				
11	未決済取引				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分				
14	うち、外部格付準拠方式適用分				
15	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
16	マーケット・リスク				
17	うち、標準的方式適用分				
18	うち、内部モデル方式適用分				
19	オペレーショナル・リスク				
20	うち、基礎的手法適用分				
21	うち、粗利益配分手法適用分				
22	うち、先進的計測手法適用分				
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
24	フロア調整				
25	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[削る。]

- a この面の b 以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番25に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- b 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスポージャー（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和五年金融庁告示第 号。以下「令和五年自己資本比率告示改正告示」という。）附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年自己資本比率告示改正告示による改正前の自己資本比率告示（以下「令和五年改正前自己資本比率告示」という。）第六十五条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- c 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第七面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- d 項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第五十条第二号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用金庫である場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセット

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）は1.06を乗じる前の額を記載し、所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額に8パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。
- b この面の c 以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番4から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番23及び「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項及び項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- c 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- d 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第七面の開示を行う場合、同面の項番22「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- e 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、自己資本比率告示第五十条第四号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

の額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

e 項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第九面の開示を行う場合には、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用金庫である場合は、同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。

f 項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項には、自己資本比率告示第四百七十七条に規定するスロットティング・クライテリアを利用して算出する自己資本比率告示第五百五条第二号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

g 項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十三面の開示を行う場合には、同面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

h 項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項には、先進的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第五百五条第二号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用金庫である場合は、当該欄に記載することを要しない。

i 項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第九面の開示を行う場合には、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。

j 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

k～m 〔略〕

n 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十四面及び第二十一面の開示を行う場合には、第十四面の項番6「合計」の項ヘ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関

〔加える。〕

f 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第九面及び第十三面の開示を行う場合、第九面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

g～i 〔同左〕

j 項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十四面、第十五面及び第二十一面の開示を行う場合、第十四面の項番6「合計」の項ヘ欄の額、第十五面の項番5「CVAリスク相当

へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番 11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

o 項番 6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番 2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

p 項番 7「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第七十四条（自己資本比率告示第五十六条第七項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[削る。]

g 項番 8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十五条（自己資本比率告示第五十六条第七項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

r 項番 8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十面の開示を行う場合においては、同面の項番 9「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに第二十一面の項番 1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番 11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

[加える。]

k 項番 5「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第七十四条（自己資本比率告示第五十六条第五項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

1 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第十三号。以下この面及び第十四面において「平成三十年金融庁告示第十三号」という。）附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第七十三条第二項の規定に基づきカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番 5 と項番 6 との間に「カウンターパーティ信用リスクのうち、カレント・エクスポージャー方式適用分」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、自己資本比率告示第七十六条（平成三十年金融庁告示第十三号附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第五十六条第五項及び第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m 項番 6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十五条（自己資本比率告示第五十六条第五項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n 項番 6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十面の開示を行う場合、同面の項番 9「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。



[削る。]

s [略]

t 項番10「CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第八章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

u 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の四及び第三十七面の開示を行う場合には、第十五面の四の項番2「当期末」の項の額及び第三十七面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の三の開示を行う場合には、同面の項番7「合計」の項イ欄の額と一致する。

w 「CVAリスク うち、完全なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の二の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項イ欄の額と一致する。

x 「CVAリスク うち、限定的なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項ロ欄の額と一致する。

y 項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第六十五条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第六十五条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

[削る。]

o 「カウンターパーティ信用リスク うち、CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第八章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

p [同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

q 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び同項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトを適用して算出した信用リスク・アセットの

[削る。]

z 項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

aa 項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

bb 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。同条第三項第二号に掲げる内部モデル手法により算出する場合には、内部モデルの概要を記載すること。なお、同条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクスポージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

r 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第十三面の開示を行う場合、同面の「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額と一致する。

s 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

t 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

u 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

cc 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

dd 項番 14 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ee 項番 15 「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十七条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十七条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ff 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

gg 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

hh 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番 4 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額と一致する。

ii 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

jj 項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付

v 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

w 項番 10 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

x 項番 11 「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十七条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十七条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

y 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の欄には、自己資本比率告示第八章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

z 項番 12 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

[加える。]

aa 項番 12 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番 13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付

手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

kk 項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ll 項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

mm 項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

nn 項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

oo 項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

pp・qq [略]

rr 項番 20「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第九章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額

手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

hh・ii [同左]

jj 項番 16「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第九章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額

(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

ss 項番21「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十六面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項の額と一致する。

tt 項番22「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十七面の開示を行う場合には、同面の項番16「マーケット・リスクの合計額 (ACRtotal)」の項の額から同面の項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (Cu)」の項の額を控除した額を記載すること。

uu 「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十九面の開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

vv 項番23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第四章又は第五章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

ww 項番24「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

xx [略]  
[削る。]

yy 項番26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第三十条又は第四十一条の規定により自己資本比率告示第十九条各号及び第十九条の二第一項又は第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母に加えるべき額(イ欄及びロ欄)及びこれらに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

zz 「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスクのうち、リース取引

(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

kk 項番17「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十六面の開示を行う場合、同面の項番9「合計」の項の額と一致する。

ll 項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十七面の開示を行う場合、同面の項番8 c「当期末におけるリスク・アセット」の項ハ欄の額と一致する。

[加える。]

[加える。]

mm 項番19「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

nn [同左]

oo 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件(平成二十五年金融庁告示第六号)附則第八条第八項に規定する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかったものについて、同告示による改正前の自己資本比率告示の規定によるリスク・アセットの額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

pp 項番24「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第三十条又は第四十一条の規定により自己資本比率告示第十九条各号及び第十九条の二第一項又は第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母に加えるべき額(イ欄及びロ欄)及びこれらに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

[加える。]

における見積残存価額のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク その他」の項イ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドレート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄の額及びイ欄の額と一致する。

aaa・bbb [略]

ccc この面におけるロ欄及びニ欄の「前期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[削る。]

qq・rr [同左]

ss この面におけるロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

tt 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）第七条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別々に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載すること

[(第二面)・(第三面) 略]

(第四面)

(単位：百万円)

CR1：資産の信用の質

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j 略]

k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第六十五条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第六十六条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第六十五条第五項及び第六十六条第二項の規定により金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号。以下「金融再生法施行規則」という。）第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。)

[l～p 略]

(第五面)

(単位：百万円)

を要しない。)

[(第二面)・(第三面) 同左]

(第四面)

(単位：百万円)

CR1：資産の信用の質

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j 同左]

k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第六十五条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第六十六条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第六十五条第三項及び第六十六条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。)

[l～p 同左]

(第五面)

(単位：百万円)

CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第六十五条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第六十六条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第六十五条第五項及び第六十六条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 略]

(第六面)

(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算

CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第六十五条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第六十六条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第六十五条第三項及び第六十六条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 同左]

(第六面)

(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算



することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~d 略]

- e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計(1+2+3)」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第六十五条に規定する延滞エクスポージャー(自己資本比率告示第六十六条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第六十五条第五項及び第六十六条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。)を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由(自己資本比率告示第二百五条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

[f~m 略]

(第七面)

(単位:百万円、%)

CR4:標準的手法—信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

項番	資産クラス	[略]
1a	日本国政府及び日本銀行向け	
1b	外国の中央政府及び中央銀行向け	
1c	国際決済銀行等向け	
2a	我が国の地方公共団体向け	
2b	外国の中央政府等以外の公共部門向け	
2c	地方公共団体金融機構向け	
2d	我が国の政府関係機関向け	
2e	地方三公社向け	
3	国際開発銀行向け	

することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~d 同左]

- e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計(1+2+3)」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第六十五条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー(自己資本比率告示第六十六条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第六十五条第三項及び第六十六条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。)を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由(自己資本比率告示第二百五条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

[f~m 同左]

(第七面)

(単位:百万円、%)

CR4:標準的手法—信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

項番	資産クラス	[同左]
1	現金	
2	日本国政府及び日本銀行向け	
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	
4	国際決済銀行等向け	
5	我が国の地方公共団体向け	
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	
7	国際開発銀行向け	
8	地方公共団体金融機構向け	
9	我が国の政府関係機関向け	

4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け
5	カバード・ボンド向け
6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）
	うち、特定貸付債権向け
7a	劣後債権及びその他資本性証券等
7b	株式等
8	中堅中小企業等向け及び個人向け
	うち、トランザクター向け
9	不動産関連向け
	うち、自己居住用不動産等向け
	うち、貸貸用不動産向け
	うち、事業用不動産関連
	うち、その他不動産関連
	うち、ADC向け
10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞
11a	現金
11b	取立未済手形
	信用保証協会等による保証付
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付
12	合計

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトの

10	地方三公社向け
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け
12	法人等向け
13	中小企業等向け及び個人向け
14	抵当権付住宅ローン
15	不動産取得等事業向け
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞
18	取立未済手形
19	信用保証協会等による保証付
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付
21	出資等（重要な出資を除く。）
22	合計

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトの

みなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 略]

- c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

[d～f 略]

- g 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第四百四十四条又は第四百四十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるとき及び株式会社等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第六十五条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式会社等エクスポージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、その記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

[削る。]

- h 項番1a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番1b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番1c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番2a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

みなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 同左]

- c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

[d～f 同左]

- g 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第四百四十四条又は第四百四十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

h 項番1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

i 項番2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

j 項番3「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

k 項番4「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

l 項番5「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

l 項番2b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

[削る。]

m 項番2c「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

n 項番2d「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第五十五条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

o 項番2e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

p 項番3「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北政投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

q 項番4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十七条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十八条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十八条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。

r 項番4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

s 項番5「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第五十七条の二第一項に規定するカバー

m 項番6「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

n 項番7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北政投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

o 項番8「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

p 項番9「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第五十五条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

q 項番10「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

ド・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

[削る。]

t 項番6「法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)」の項には、自己資本比率告示第五十九条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー(同条第三項の規定により85パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等(同条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。)向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー(自己資本比率告示第五十九条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)を含む。)に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。

u 「法人等向け うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

v 項番7a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第六十四条の六の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第七十条の四の三第三項の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。

w 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの(同条第二項各号に掲げるものをいう。)並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。

x 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十一条第一項及び第三項の規定により75パーセント又は45パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。)に係る額を記載すること。

y 「中堅中小企業等向け及び個人向け うち、トランザクター向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第三項の規定により45パーセントのリスク・ウェイトが適用される個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

z 項番9「不動産関連向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十二条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)、賃貸用不動産向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十三条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)、事業用不動産関連エクスポージャー(自己資

r 項番11「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関(自己資本比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。)、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

s 項番12「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第五十九条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

本比率告示第六十四条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)、その他不動産関連エクスポージャー(自己資本比率告示第六十四条の二第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。))及びADC向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十四条の三に規定するADC向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。また、項番9に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 「不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

bb 「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

cc 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

dd 「不動産関連向け うち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

ee 「不動産関連向け うち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

[削る。]

[削る。]

[削る。]

ff 項番10a「延滞等(自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)」の項には、延滞エクスポージャー(自己資本比率告示第六十五条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、同条第五項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

t 項番13「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等(自己資本比率告示第六十二条第三項各号に掲げるものをいう。)向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

u 項番14「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローン(自己資本比率告示第六十三条に規定する抵当権付住宅ローンをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。

v 項番15「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番15に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。

w 項番16「三月以上延滞等(抵当権付住宅ローンを除く。)」の項には、三月以上延滞エクスポージャー(自己資本比率告示第六十五条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャーをいう。ただし、同条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。また、項番16に計上しているものは、他の項に重

定する事由としたエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。また、項番 10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

gg 項番 10b「自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 10bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh 項番 11a「現金」の項には、現金(外国通貨及び金を含む。)に係る額を記載すること。

ii 項番 11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

jj 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

kk 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[削る。]

ll 項番 12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第八面の二の項番 11「合計」の項ニ欄の額と一致する。

mm 項番 12「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番 2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

nn～pp [略]

(第八面)

[別表 3]

(第八面の二)

[別表 4]

(第九面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率(PD)区分別の信用リスク・エクスポージャー

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

復して計上しないこと。

x 項番 17「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 17に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[加える。]

y 項番 18「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 18に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

z 項番 19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 19に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 項番 20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 20に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

bb 項番 21「出資等(重要な出資を除く。)」の項には、自己資本比率告示第七十条の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポージャーに係る額を記載すること。

cc 項番 22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第八面の項番 22「合計」の項ル欄の額と一致する。

dd 項番 22「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番 2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

ee～gg [同左]

(第八面)

[別表 2]

[面を加える。]

(第九面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率(PD)区分別の信用リスク・エクスポージャー

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

るものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [略]

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポージャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百六十五条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(7)購入債権（事業法人等向け）、(8)購入債権（リテール向け）、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(10)居住用不動産向けエクスポージャー及び(11)その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び(4)から(11)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

[c~q 略]

r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項リ欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項リ欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロッシング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。

[s~w 略]

(第十面)

(単位：百万円)

CR7：内部格付手法—信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・ア

るものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [同左]

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポージャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポージャー（PD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(7)購入債権（事業法人等向け）、(8)購入債権（リテール向け）、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(10)居住用不動産向けエクスポージャー及び(11)その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び(4)から(11)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

[c~q 同左]

r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項リ欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項リ欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

[s~w 同左]

(第十面)

(単位：百万円)

CR7：内部格付手法—信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・ア



セットの額に与える影響			
項番	ポートフォリオ	イ	[略]
		クレジット・デリバティブ勘案前の信用リスク・アセットの額	
[略]			
[項を削る。]			
[項を削る。]			
<u>12</u>	[略]		
<u>13</u>	[略]		
<u>14</u>	[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [略]

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番1から項番8まで、項番12及び項番13については、適用手法（基礎的内部格付手法（FIRB）及び先進的内部格付手法（AIRB））別に計数を記載すること。

[c~h 略]

(第十一面) [略]

(第十二面)

(単位：％、件)

CR9：内部格付手法—ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスト
[略]

(注)

セットの額に与える影響			
項番	ポートフォリオ	イ	[同左]
		クレジット・デリバティブ勘案前の信用リスク・アセットの額	
[同左]			
<u>12</u>	株式—FIRB		
<u>13</u>	株式—AIRB		
<u>14</u>	[同左]		
<u>15</u>	[同左]		
<u>16</u>	[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [同左]

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番1から項番8まで及び項番12から項番15までについては、適用手法（基礎的内部格付手法（FIRB）及び先進的内部格付手法（AIRB））別に計数を記載すること。

[c~h 同左]

(第十一面) [同左]

(第十二面)

(単位：％、件)

CR9：内部格付手法—ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスト
[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 略]

c イ欄については、どのポートフォリオに係るバック・テストの結果を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）、(4)特定貸付債権、(5)株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百六十五条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(6)購入債権（事業法人等向け）、(7)購入債権（リテール向け）、(8)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(9)居住用不動産向けエクスポージャー及び(10)その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。上記3から(6)まで（同一の内部格付制度を用いている場合に限り。）のポートフォリオ区分並びに(1)、(2)及び(7)から(10)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分（(6)のうちトップ・ダウン・アプローチを採用しているものを除く。）のうち任意の二以上のポートフォリオを統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

[d～r 略]

[削る。]

(第十三面)
別業6
(第十四面)
(単位：百万円)
CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額
[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 同左]

c イ欄については、どのポートフォリオに係るバック・テストの結果を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）、(4)特定貸付債権、(5)株式等エクスポージャー（PD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(6)購入債権（事業法人等向け）、(7)購入債権（リテール向け）、(8)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(9)居住用不動産向けエクスポージャー及び(10)その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。上記3から(6)まで（同一の内部格付制度を用いている場合に限り。）のポートフォリオ区分並びに(1)、(2)及び(7)から(10)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分（(6)のうちトップ・ダウン・アプローチを採用しているものを除く。）のうち任意の二以上のポートフォリオを統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

[d～r 同左]

s この面におけるヘ欄の「前期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

(第十三面)
別業5
(第十四面)
(単位：百万円)
CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額
[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]  
[削る。]

b~d [略]

e 項番5「エクスポージャー変動推計モデル」の項には、自己資本比率告示第二百四十三条の規定により算出した額を記載すること。

f 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。

g ホ欄には、自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自己資本比率告示第七十三条第七項（自己資本比率告示第一百五十六条第七項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。

h 項番6「合計」の項へ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額の合計額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

i・j [略]

[別表8]

(第十五面)

(第十五面の二)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [同左]

b 平成三十年金融庁告示第十三号附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第七十三条第二項の規定に基づきカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番1と項番2との間に「カレント・エクスポージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、自己資本比率告示第七十六条の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第七十六条第二項各号に掲げる額を、ロ欄については自己資本比率告示第七十六条第三項各号に掲げる額をそれぞれ記載し、ハ欄及びニ欄については斜線を付すこと。

c~e [同左]

f 項番5「エクスポージャー変動推計モデル」の項には、自己資本比率告示第一百七条の規定により算出した額を記載すること。

g 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。ただし、bにより項を追加した場合にあっては、当該項のへ欄の額を当該合計額に加算した額を記載すること。

h ホ欄には、自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。ただし、内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第一百五十六条第二項第一号に規定する法的に有効な相対ネットティング契約（レボ形式の取引に限る。）に限り、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADを記入すること。また、自己資本比率告示第七十三条第六項（自己資本比率告示第一百五十六条第五項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。

i 項番6「合計」の項へ欄の額、第十五面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項口欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

j・k [同左]

[別表7]

(第十五面)

[面を加える。]

[別表 9]

(第十五面の三)

[面を加える。]

[別表 10]

(第十五面の四)

[面を加える。]

[別表 11]

(第十六面)

(第十六面)

(単位：百万円)

(単位：百万円)

CCR 3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー		
項番	リスク・ウェイト	[略]
	業種	
[略]		
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~k 略]

l 項番 10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十七条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十八条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十八条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。

m [略]

n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等（自己資本比率告示第五十九条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十一条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に

CCR 3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー		
項番	リスク・ウェイト	[同左]
	業種	
[同左]		
10	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	
[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~k 同左]

l 項番 10「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

m [同左]

n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、75 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第六十二条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

係る額を記載すること。

[o・p 略]

[(第十七面)～(第十九面) 略]

(第二十面)

CCR7：期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～g 略]

h 項番9「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

[i～k 略]

(第二十一面)

(単位：百万円)

CCR8：中央清算機関向けエクスポージャー

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～h 略]

i 項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)」の項ロ欄の額並びに第十四面の項番6「合計」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

[j・k 略]

[(第二十二面)・(第二十三面) 略]

(第二十四面)

[o・p 同左]

[(第十七面)～(第十九面) 同左]

(第二十面)

CCR7：期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～g 同左]

h 項番9「当期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

[i～k 同左]

(第二十一面)

(単位：百万円)

CCR8：中央清算機関向けエクスポージャー

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～h 同左]

i 項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)」の項ロ欄の額、第十四面の項番6「合計」の項へ欄の額並びに第十五面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

[j・k 同左]

[(第二十二面)・(第二十三面) 同左]

(第二十四面)

(単位：百万円)

SEC 3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）			
項番		イ	[略]
		合計	
[略]			
	エクスポージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
[略]			
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）		
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット		
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
[略]			
	所要自己資本の額（算出方法別）		
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
[略]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

(単位：百万円)

SEC 3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）			
項番		イ	[同左]
		合計	
[同左]			
	エクスポージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		
[同左]			
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）		
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット		
[同左]			
	所要自己資本の額（算出方法別）		
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ



[n~p 略]

(第二十五面)

(単位：百万円)

SEC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）			
項番		イ	[略]
		合計	
[略]			
	エクスポージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
[略]			
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）		
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット		
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
[略]			
	所要自己資本の額（算出方法別）		
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
[略]			

[n~p 同左]

(第二十五面)

(単位：百万円)

SEC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）			
項番		イ	[同左]
		合計	
[同左]			
	エクスポージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		
[同左]			
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）		
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット		
[同左]			
	所要自己資本の額（算出方法別）		
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
[同左]			





本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

[n～p 略]

[別薬 13]	(第二十六面)
[別薬 15]	(第二十七面)

(第二十八面)

削除

[別薬 18]	(第二十九面)
---------	---------

[(第三十面)～(第三十二面) 略]

(第三十三面)

[別薬 19]

(第三十四面)

[別薬 20]

(第三十五面)

[別薬 21]

(第三十六面)

[別薬 22]

(第三十七面)

[別薬 23]

(第三十八面)

[別薬 24]

本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

[n～p 同左]

[別薬 12]	(第二十六面)
[別薬 14]	(第二十七面)

(第二十八面)

[別薬 16]

[別薬 17]	(第二十九面)
---------	---------

[(第三十面)～(第三十二面) 同左]

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

(別紙様式第五号)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（連結）				
国際様式 の該当番 号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十三号 (CC2) の参照項 目
[略]				
34	その他Tier 1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[略]				
48	Tier 2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[略]				
79	適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額			

(別紙様式第五号)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（連結）				
国際様式 の該当番 号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十三号 (CC2) の参照項 目
[同左]				
34-35	その他Tier 1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
33+35	適格旧 Tier 1 資本調達手段の額のうちその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
33	うち、信用金庫連合会及び信用金庫連合会の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
35	うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			
[同左]				
48-49	Tier 2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
47+49	適格旧 Tier 2 資本調達手段の額のうち Tier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
47	うち、信用金庫連合会及び信用金庫連合会の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
49	うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			
[同左]				
79	適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔(1)・(2) 略〕

(3) その他Tier 1資本に係る基礎項目

a 〔略〕

〔削る。〕

b 〔略〕

〔(4)～(9) 略〕

〔削る。〕

資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)

82	適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額			
83	適格旧 Tier 1 資本調達手段の額から適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)			
84	適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額			
85	適格旧 Tier 2 資本調達手段の額から適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 〔同左〕

a 〔同左〕

b 「信用金庫連合会の特別目的会社等」は、信用金庫連合会がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下同じ。

c 〔同左〕

〔(4)～(9) 同左〕

(10) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

a 「適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示 (信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件 (平成二十五年金融庁告示第六号) をいう。以下同じ。) 附則第三条第九項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る基準額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額 (当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。) をいう。

b 「適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第十項の規定に従い、同条第九項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る基準額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額 (当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。) をいう。

| (10) [略]

| (11) [同左]

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当半期 末	前半期 末	当半期 末	前半期 末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、基礎的内部格付手法適用分				
4	うち、スロッシング・クライテリア適用分				
5	うち、先進的内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7	うち、SA-CCR適用分				
8	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
9	その他				
10	CVAリスク				
	うち、SA-CVA適用分				
	うち、完全なBA-CVA適用分				
	うち、限定的なBA-CVA適用分				
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方 式に基づく株式等エクスポージャー				

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当半期 末	前半期 末	当半期 末	前半期 末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
	その他				
4	カウンターパーティ信用リスク				
5	うち、SA-CCR適用分				
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、CVAリスク				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
	その他				
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポ ージャー				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（レック・スルー方式）				
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（マンドート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア				

12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (レック・スルー方式)				
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (マンドート方式)				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式250%)				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式400%)				
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (フォールバック方式1250%)				
15	未決済取引				
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分				
18	うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分				
19	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
20	マーケット・リスク				
21	うち、標準的方式適用分				
22	うち、内部モデル方式適用分				
	うち、簡易的方式適用分				
23	勘定間の振替分				
24	オペレーショナル・リスク				
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
26	フロア調整				
27	合計				

	セットのみなし計算 (蓋然性方式250%)				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式400%)				
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (フォールバック方式1250%)				
11	未決済取引				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分				
14	うち、外部格付準拠方式適用分				
15	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
16	マーケット・リスク				
17	うち、標準的方式適用分				
18	うち、内部モデル方式適用分				
19	オペレーショナル・リスク				
20	うち、基礎的手法適用分				
21	うち、粗利益配分手法適用分				
22	うち、先進的計測手法適用分				
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
24	フロア調整				
25	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[削る。]

- a この面のb以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番25に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- b 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百六十五条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- c 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第五面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- d 項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百五十条第二号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用金庫である場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- e 項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第七面の開示

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）は1.06を乗じる前の額を記載し、所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額に8パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。
- b この面のc以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番4から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番23及び「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項及び項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- c 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- d 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第五面の開示を行う場合、同面の項番22「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- e 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、自己資本比率告示第百五十条第四号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- [加える。]



を行う場合には、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用金庫である場合は、同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項欄の額と一致する。

f 項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項には、自己資本比率告示第四百七十七条に規定するスロットティング・クライテリアを利用して算出する自己資本比率告示第五十条第二号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

g 項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第九面の開示を行う場合には、同面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

h 項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項には、先進的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第五十条第二号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用金庫である場合は、当該欄に記載することを要しない。

i 項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第七面の開示を行う場合には、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項欄の額と一致する。

j 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第九号第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

k～m 〔略〕

n 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当半期に係る第十面及び第十六面の開示を行う場合には、第十面の項番6「合計」の項ハ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

f 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第七面及び第九面の開示を行う場合、第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項イ欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

g～i 〔同左〕

j 項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当半期に係る第十面、第十一面及び第十六面の開示を行う場合、第十面の項番6「合計」の項ハ欄の額、第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項

o 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第九号第六面の開示を行う場合には、同面の項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

p 項番7「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第七十四条（自己資本比率告示第五十六条第七項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[削る。]

q 項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十五条（自己資本比率告示第五十六条第七項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

r 項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第九号第三面の開示を行う場合には、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

[削る。]

ロ欄の額の合計額と一致する。

[加える。]

k 項番5「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第七十四条（自己資本比率告示第五十六条第五項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

1 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第十三号。以下この面及び第十面において「平成三十年金融庁告示第十三号」という。）附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第七十三条第二項の規定に基づきカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カウンターパーティ信用リスクのうち、カレント・エクスポージャー方式適用分」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、自己資本比率告示第七十六条（平成三十年金融庁告示第十三号附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第五十六条第五項及び第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十五条（自己資本比率告示第五十六条第五項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第九号第三面の開示を行う場合、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

o 「カウンターパーティ信用リスクのうち、CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第八章の二の規

s [略]

t 項番10「CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第八章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

u 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第九号第六面及び当半期に係る第十一面の四の開示を行う場合には、別紙様式第九号第六面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額及び第十一面の四の項番2「当半期末」の項の額と一致する。

v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十一面の三の開示を行う場合には、同面の項番7「合計」の項イ欄の額と一致する。

w 「CVAリスク うち、完全なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十一面の二の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項の額と一致する。

x 「CVAリスク うち、限定的なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十一面の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項ロ欄の額と一致する。

y 項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第六十五条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第六十五条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

[削る。]

定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

p [同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

g 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び同項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトを適用して算出した信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載する

[削る。]

z 項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

aa 項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

bb 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

cc 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号の規定、内部格付

こと。なお、同条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクスポージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

r 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額は、当半期に係る第九面の開示を行う場合、同面の「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額と一致する。

s 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

t 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

u 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

v 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号の規定、内部格付

手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

dd 項番 14 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ee 項番 15 「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十七条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十七条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ff 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

gg 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

hh 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第九号第六面の開示を行う場合には、同面の項番 4 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額と一致する。

ii 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

jj 項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10 「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一

手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

w 項番 10 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

x 項番 11 「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十七条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十七条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

y 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の欄には、自己資本比率告示第八章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

z 項番 12 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。  
[加える。]

aa 項番 12 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番 13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・ア

致する。

kk 項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ll 項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

mm 項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

nn 項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

oo 項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

pp・qq [略]

rr 項番 20「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第九章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番 6「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

セット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

hh・ii [同左]

jj 項番 16「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第九章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番 4「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

ss 項番21「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第二十一面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項の額と一致する。

tt 項番22「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第九号第四面の開示を行う場合には、同面の項番16「マーケット・リスクの合計額 (ACRtotal)」の項の額から同面の項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (C<sub>0</sub>)」の項の額を控除した額を記載すること。

uu 「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第二十三面の開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

vv 項番23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第四章又は第五章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ww 項番24「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

xx [略]  
[削る。]

yy 項番26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第三十条又は第四十一条の規定により自己資本比率告示第十九条各号及び第十九条の二第一項又は第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

zz 「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク その他」の項イ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、

kk 項番17「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第二十一面の開示を行う場合、同面の項番9「合計」の項の額と一致する。

ll 項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第九号第四面の開示を行う場合、同面の項番8c「当四半期末におけるリスク・アセット」の項へ欄の額と一致する。

[加える。]

[加える。]

mm 項番19「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

nn [同左]

oo 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）附則第八条第八項に規定する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかったものについて、同告示による改正前の自己資本比率告示の規定によるリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

pp 項番24「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第三十条又は第四十一条の規定により自己資本比率告示第十九条各号及び第十九条の二第一項又は第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドレート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第九号第六面の開示を行う場合には、同面の項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄の額及びハ欄の額と一致する。

aaa・bbb [略]

ccc この面におけるロ欄及びニ欄の「前半期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[削る。]

(第二面)

qq・rr [同左]

ss この面におけるロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

tt 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）第七条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前半期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

(第二面)



(単位：百万円)

CR1：資産の信用の質
[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j 略]

k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第六十五条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第六十六条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第六十五条第五項及び第六十六条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[l～p 略]

(第三面)

(単位：百万円)

CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動
[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

(単位：百万円)

CR1：資産の信用の質
[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j 同左]

k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第六十五条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第六十六条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第六十五条第三項及び第六十六条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[l～p 同左]

(第三面)

(単位：百万円)

CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動
[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

るものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第六十五条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第六十六条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第六十五条第五項及び第六十六条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 略]

(第四面)

(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 略]

- e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。

るものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第六十五条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第六十六条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第六十五条第三項及び第六十六条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 同左]

(第四面)

(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 同左]

- e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。

なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第六十五条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第六十六条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第六十五条第五項及び第六十六条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

[f~m 略]

(第五面)

(単位：百万円、%)

CR4：標準的手法—信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果		[略]
項番	資産クラス	
1a	日本国政府及び日本銀行向け	
1b	外国の中央政府及び中央銀行向け	
1c	国際決済銀行等向け	
2a	我が国の地方公共団体向け	
2b	外国の中央政府等以外の公共部門向け	
2c	地方公共団体金融機構向け	
2d	我が国の政府関係機関向け	
2e	地方三公社向け	
3	国際開発銀行向け	
4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	
5	カバード・ボンド向け	

なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第六十五条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第六十六条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第六十五条第三項及び第六十六条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

[f~m 同左]

(第五面)

(単位：百万円、%)

CR4：標準的手法—信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果		[同左]
項番	資産クラス	
1	現金	
2	日本国政府及び日本銀行向け	
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	
4	国際決済銀行等向け	
5	我が国の地方公共団体向け	
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	
7	国際開発銀行向け	
8	地方公共団体金融機構向け	
9	我が国の政府関係機関向け	
10	地方三公社向け	
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	
12	法人等向け	

6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）
	うち、特定貸付債権向け
7a	劣後債権及びその他資本性証券等
7b	株式等
8	中堅中小企業等向け及び個人向け
	うち、トランザクター向け
9	不動産関連向け
	うち、自己居住用不動産等向け
	うち、賃貸用不動産向け
	うち、事業用不動産関連
	うち、その他不動産関連
	うち、ADC向け
10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞
11a	現金
11b	取立未済手形
	信用保証協会等による保証付
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付
12	合計

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 略]

13	中小企業等向け及び個人向け
14	抵当権付住宅ローン
15	不動産取得等事業向け
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞
18	取立未済手形
19	信用保証協会等による保証付
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付
21	出資等（重要な出資を除く。）
22	合計

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 同左]

c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

[d～f 略]

g 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百四十四条又は第百四十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるとき及び株式会社等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百六十五条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有するときには、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、その記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

[削る。]

h 項番1a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i 項番1b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

j 項番1c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

k 項番2a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

l 項番2b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

[d～f 同左]

g 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百四十四条又は第百四十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

h 項番1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

i 項番2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

j 項番3「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

k 項番4「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

l 項番5「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

m 項番6「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

[削る。]

m 項番2c「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

n 項番2d「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第五十五条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

o 項番2e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

p 項番3「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

q 項番4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十七条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十八条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十八条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。

r 項番4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

s 項番5「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第五十七条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

[削る。]

n 項番7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

o 項番8「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

p 項番9「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第五十五条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

q 項番10「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

r 項番11「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種

t 項番6「法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)」の項には、自己資本比率告示第五十九条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー(同条第三項の規定により85パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等(同条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。))向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー(自己資本比率告示第五十九条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。))を含む。)に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。

u 「法人等向け うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

v 項番7a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第六十四条の六の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第七十条の四の三第三項の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。

w 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの(同条第二項各号に掲げるものをいう。)並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。

x 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十一条第一項及び第三項の規定により75パーセント又は45パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。)に係る額を記載すること。

y 「中堅中小企業等向け及び個人向け うち、トランザクター向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第三項の規定により45パーセントのリスク・ウェイトが適用される個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

z 項番9「不動産関連向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十二条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)、賃貸用不動産向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十三条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)、事業用不動産関連エクスポージャー(自己資本比率告示第六十四条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)、その他不動産関連エクスポージャー(自己資本比率告示第六十四条の二第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)及びADC向けエクスポージャー(自

金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

s 項番12「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第五十九条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

己資本比率告示第六十四条の三に規定するADC向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。また、項番9に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 「不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

bb 「不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

cc 「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

dd 「不動産関連向けのうち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

ee 「不動産関連向けのうち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

[削る。]

[削る。]

[削る。]

ff 項番10a「延滞等(自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)」の項には、延滞エクスポージャー(自己資本比率告示第六十五条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、同条第五項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

gg 項番10b「自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向け

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

t 項番13「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等(自己資本比率告示第六十二条第三項各号に掲げるものをいう。)向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

u 項番14「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローン(自己資本比率告示第六十三条に規定する抵当権付住宅ローンをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。

v 項番15「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番15に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。

w 項番16「三月以上延滞等(抵当権付住宅ローンを除く。)」の項には、三月以上延滞エクスポージャー(自己資本比率告示第六十五条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャーをいう。ただし、同条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。また、項番16に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

x 項番17「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポ



エクスポートのうち延滞エクスポートであるものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh 項番 11a 「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

ii 項番 11b 「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

jj 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポートに係る額を記載すること。また、同項 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

kk 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポートに係る額を記載すること。また、同項 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[削る。]

ll 項番 12 「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第六面の二の項番 11 「合計」の項ニ欄の額と一致する。

mm 項番 12 「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番 2 「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

nn～pp [略]

(第六面)

[別表 26]

(第六面の二)

[別表 27]

(第七面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率 (PD) 区分別の信用リスク・エクスポート

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをい

エクスポートのうち三月以上延滞エクスポートであるものに係る額を記載すること。また、項番 17 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[加える。]

y 項番 18 「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 18 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

z 項番 19 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポートに係る額を記載すること。また、項番 19 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 項番 20 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポートに係る額を記載すること。また、項番 20 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

bb 項番 21 「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、自己資本比率告示第七十条の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポートに係る額を記載すること。

cc 項番 22 「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第六面の項番 22 「合計」の項ル欄の額と一致する。

dd 項番 22 「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番 2 「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

ee～gg [同左]

(第六面)

[別表 25]

[面を加える。]

(第七面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率 (PD) 区分別の信用リスク・エクスポート

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをい

う。)に係る信用リスクは対象外とする。

a [略]

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること(どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。)。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー(中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。)、(4)中堅中小企業向けエクスポージャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポージャー(令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第六十五条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。)、(7)購入債権(事業法人等向け)、(8)購入債権(リテール向け)、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(10)居住用不動産向けエクスポージャー及び(11)その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び(4)から(11)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる(二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。)

[c~q 略]

r 「合計(全てのポートフォリオ)」の項欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVCRE)以外」の「合計」の項欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVCRE)」の「合計」の項欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロッシング・クライテリア適用分」の項欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項欄の額の合計額と一致する。

[s~w 略]

(第八面)

(単位:百万円)

CR7:内部格付手法—信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響			
項番	ポートフォリオ	イ	[略]
		クレジット・デリ	

う。)に係る信用リスクは対象外とする。

a [同左]

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること(どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。)。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー(中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。)、(4)中堅中小企業向けエクスポージャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポージャー(PD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。)、(7)購入債権(事業法人等向け)、(8)購入債権(リテール向け)、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(10)居住用不動産向けエクスポージャー及び(11)その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び(4)から(11)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる(二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。)

[c~q 同左]

r 「合計(全てのポートフォリオ)」の項欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVCRE)以外」の「合計」の項欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVCRE)」の「合計」の項欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項欄の額と一致する。

[s~w 同左]

(第八面)

(単位:百万円)

CR7:内部格付手法—信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響			
項番	ポートフォリオ	イ	[同左]
		クレジット・デリ	

		バティブ勘案前の 信用リスク・アセ ットの額	
[略]			
[項を削る。]			
[項を削る。]			
<u>12</u>	[略]		
<u>13</u>	[略]		
<u>14</u>	[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [略]

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番1から項番8まで、項番12及び項番13については、適用手法（基礎的内部格付手法（FIRB）及び先進的内部格付手法（AIRB））別に計数を記載すること。

[c~h 略]

(第九面)

[別薬29]

(第十面)

(単位：百万円)

CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

		バティブ勘案前の 信用リスク・アセ ットの額	
[同左]			
<u>12</u>	株式-FIRB		
<u>13</u>	株式-AIRB		
<u>14</u>	[同左]		
<u>15</u>	[同左]		
<u>16</u>	[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [同左]

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番1から項番8まで及び項番12から項番15までについては、適用手法（基礎的内部格付手法（FIRB）及び先進的内部格付手法（AIRB））別に計数を記載すること。

[c~h 同左]

(第九面)

[別薬28]

(第十面)

(単位：百万円)

CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]  
[削る。]

b~d [略]

e 項番5「エクスポージャー変動推計モデル」の項には、自己資本比率告示第二百四十三条の規定により算出した額を記載すること。

f 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。

g ホ欄には、自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自己資本比率告示第七十三条第七項（自己資本比率告示第百五十六条第七項及び第百六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。

h 項番6「合計」の項へ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

i・j [略]

[別業31]

(第十一面)

(第十一面の二)

[別業32]

(第十一面の三)

a [同左]

b 平成三十年金融庁告示第十三号附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第七十三条第二項の規定に基づきカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番1と項番2との間に「カレント・エクスポージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、自己資本比率告示第七十六条の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第七十六条第二項各号に掲げる額を、ロ欄については自己資本比率告示第七十六条第三項各号に掲げる額をそれぞれ記載し、ハ欄及びニ欄については斜線を付すこと。

c~e [同左]

f 項番5「エクスポージャー変動推計モデル」の項には、自己資本比率告示第百七条の規定により算出した額を記載すること。

g 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。ただし、bにより項を追加した場合にあっては、当該項のへ欄の額を当該合計額に加算した額を記載すること。

h ホ欄には、自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。ただし、内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百五十六条第二項第一号に規定する法的に有効な相対ネットティング契約（レポ形式の取引に限る。）に限り、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADを記入すること。また、自己資本比率告示第七十三条第六項（自己資本比率告示第百五十六条第五項及び第百六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。

i 項番6「合計」の項へ欄の額、第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

j・k [同左]

[別業30]

(第十一面)

[面を加える。]

[面を加える。]

[別表 33]

(第十一面の四)

[面を加える。]

[別表 34]

(第十二面)

(第十二面)

(単位：百万円)

(単位：百万円)

CCR 3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー		[略]
項番	業種	
	リスク・ウェイト	
[略]		
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~k 略]

l 項番 10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十七条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十八条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十八条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。

m [略]

n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等（自己資本比率告示第五十九条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十一条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。

[o・p 略]

CCR 3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー		[同左]
項番	業種	
	リスク・ウェイト	
[同左]		
10	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	
[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~k 同左]

l 項番 10「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

m [同左]

n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、75 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第六十二条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

[o・p 同左]

〔(第十三面)～(第十五面) 略〕  
 (第十六面)  
 (単位:百万円)

〔(第十三面)～(第十五面) 同左〕  
 (第十六面)  
 (単位:百万円)

CCR8:中央清算機関向けエクスポージャー
[略]

CCR8:中央清算機関向けエクスポージャー
[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~h 略]

i 項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)」の項口欄の額並びに第十面の項番6「合計」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

[j・k 略]

〔(第十七面)・(第十八面) 略〕  
 (第十九面)  
 (単位:百万円)

SEC3:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本(自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合)			
項番		イ	[略]
		合計	
[略]			
	エクスポージャーの額(算出方法別)		
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~h 同左]

i 項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)」の項口欄の額、第十面の項番6「合計」の項へ欄の額並びに第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項口欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

[j・k 同左]

〔(第十七面)・(第十八面) 同左〕  
 (第十九面)  
 (単位:百万円)

SEC3:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本(自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合)			
項番		イ	[同左]
		合計	
[同左]			
	エクスポージャーの額(算出方法別)		
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		

[略]	
	信用リスク・アセットの額 (算出方法別)
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット
[略]	
	所要自己資本の額 (算出方法別)
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本
[略]	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 略]

- g 項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

[同左]	
	信用リスク・アセットの額 (算出方法別)
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット
[同左]	
	所要自己資本の額 (算出方法別)
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本
[同左]	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 同左]

- g 項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j [略]

k 項番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l 項番 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m 項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

[n~p 略]

(第二十面)

(単位：百万円)

SEC 4 : 信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本 (自金融機関が投資家である場合)			
項番		イ	[略]
		合計	
[略]			
	エクスポージャーの額 (算出方法別)		
6	<u>内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー</u>		
7	<u>外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エ</u>		

j [同左]

k 項番 14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l 項番 15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m 項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

[n~p 同左]

(第二十面)

(単位：百万円)

SEC 4 : 信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本 (自金融機関が投資家である場合)			
項番		イ	[同左]
		合計	
[同左]			
	エクスポージャーの額 (算出方法別)		
6	<u>内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー</u>		
7	<u>外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャ</u>		



	クスポート	
[略]		
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）	
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット	
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	
[略]		
	所要自己資本の額（算出方法別）	
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 略]

- g 項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠

	ー	
[同左]		
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）	
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット	
[同左]		
	所要自己資本の額（算出方法別）	
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 同左]

- g 項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠

方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j [略]

k 項番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l 項番 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m 項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

[n~p 略]

[別業 36]	(第二十一面)
[別業 38]	(第二十二面)
[別業 40]	(第二十三面)
	[(第二十四面)・(第二十五面) 略]
[別業 41]	<u>(第二十六面)</u>
[別業 42]	<u>(第二十七面)</u>
	<u>(第二十八面)</u>

方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j [同左]

k 項番 14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l 項番 15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m 項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

[n~p 同左]

[別業 35]	(第二十一面)
[別業 37]	(第二十二面)
[別業 39]	(第二十三面)
	[(第二十四面)・(第二十五面) 同左]
	[面を加える。]
	[面を加える。]
	[面を加える。]

[別薬 43]

[別薬 44]

[別薬 45]

(第二十九面)

(第三十面)

[面を加える。]

[面を加える。]

(別紙様式第九号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、基礎的内部格付手法適用分				
4	うち、スロッシング・クライテリア適用分				
5	うち、先進的内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7	うち、SA-CCR適用分				
8	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
9	その他				
10	CVAリスク				
	うち、SA-CVA適用分				
	うち、完全なBA-CVA適用分				
	うち、限定的なBA-CVA適用分				
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方 式に基づく株式等エクスポージャー				

(別紙様式第九号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
	その他				
4	カウンターパーティ信用リスク				
5	うち、SA-CCR適用分				
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、CVAリスク				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
	その他				
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポ ージャー				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（レック・スルー方式）				
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（マンドート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア				

12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (レック・スルー方式)				
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (マンドート方式)				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式250%)				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式400%)				
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (フォールバック方式1250%)				
15	未決済取引				
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分				
18	うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分				
19	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
20	マーケット・リスク				
21	うち、標準的方式適用分				
22	うち、内部モデル方式適用分				
	うち、簡易的方式適用分				
23	勘定間の振替分				
24	オペレーショナル・リスク				
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
26	フロア調整				
27	合計				

(注)

	セットのみなし計算 (蓋然性方式250%)				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式400%)				
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (フォールバック方式1250%)				
11	未決済取引				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分				
14	うち、外部格付準拠方式適用分				
15	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
16	マーケット・リスク				
17	うち、標準的方式適用分				
18	うち、内部モデル方式適用分				
19	オペレーショナル・リスク				
20	うち、基礎的手法適用分				
21	うち、粗利益配分手法適用分				
22	うち、先進的計測手法適用分				
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
24	フロア調整				
25	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[削る。]

- a この面の b 以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番25に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- b 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百六十五条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- c 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第七面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番12「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- d 項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百五十条第二号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用金庫である場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- e 項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）は1.06を乗じる前の額を記載し、所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額に8パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。
- b この面の c 以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番4から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番23及び「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項及び項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- c 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- d 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第七面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番22「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- e 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、自己資本比率告示第百五十条第四号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- [加える。]

業年度に係る別紙様式第四号第九面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第七面の開示を行う場合には、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応したそれぞれの面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項イ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用金庫である場合は、別紙様式第四号第九面又は別紙様式第七号第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項イ欄の額と一致する。

f 項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項には、自己資本比率告示第四百七十七条に規定するスロットティング・クライテリアを利用して算出する自己資本比率告示第五十条第二号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

g 項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第十三面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第九面の開示を行う場合には、別紙様式第四号第十三面又は別紙様式第七号第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

h 項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項には、先進的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第五十条第二号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用金庫である場合は、当該欄は記載することを要しない。

i 項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第九面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第七面の開示を行う場合には、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応したそれぞれの面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項イ欄の額と一致する。

j 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

k～m 〔略〕

f 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第九面及び第十三面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第七面及び第九面の開示を行う場合、別紙様式第四号第九面又は別紙様式第七号第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項イ欄の額並びに別紙様式第四号第十三面又は別紙様式第七号第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

g～i 〔同左〕

n 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第十四面及び第二十一面の開示並びに当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十面及び第十六面の開示を行う場合には、別紙様式第四号第十四面又は別紙様式第七号第十面の項番6「合計」の項へ欄の額並びに別紙様式第四号第二十一面又は別紙様式第七号第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

o 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

p 項番7「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第七十四条（自己資本比率告示第百五十六条第七項及び第百六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[削る。]

g 項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十五条（自己資本比率告示第百五十六条第七項及び第百六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）を

j 項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第十四面、第十五面及び第二十一面の開示並びに当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十面、第十一面及び第十六面の開示を行う場合、別紙様式第四号第十四面又は別紙様式第七号第十面の項番6「合計」の項へ欄の額、別紙様式第四号第十五面又は別紙様式第七号第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに別紙様式第四号第二十一面又は別紙様式第七号第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

[加える。]

k 項番5「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第七十四条（自己資本比率告示第百五十六条第五項及び第百六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

1 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第十三号。以下この面において「平成三十年金融庁告示第十三号」という。）附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第七十三条第二項の規定に基づきカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カウンターパーティ信用リスクのうち、カレント・エクスポージャー方式適用分」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、自己資本比率告示第七十六条（平成三十年金融庁告示第十三号附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第百五十六条第五項及び第百六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十五条（自己資本比率告示第百五十六条第五項及び第百六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）を



それぞれ記載すること。

r 項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第三面の開示を行う場合には、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

[削る。]

s [略]

t 項番10「CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第八章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

u 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当四半期に係る第五面及び第六面の開示を行う場合には、第五面の項番2「当四半期末」の項の額及び第六面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

v 「CVAリスクのうち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第十五面の三の開示、当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十一面の三の開示を行う場合には、それぞれの面の項番7「合計」の項イの欄の額と一致する。

w 項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第六十五条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第六十五条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

[削る。]

それぞれ記載すること。

n 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第三面の開示を行う場合、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

o 「カウンターパーティ信用リスクのうち、CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第八章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

p [同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

q 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び同項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトを適用して算出した信用リスク・アセットの

[削る。]

x 項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

y 項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

z 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、同条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクスポージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

r 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第十三面の開示又は当四半期を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第九面の開示を行う場合、それぞれの面の「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額と一致する。

s 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

t 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

u 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

aa 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

bb 項番 14 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

cc 項番 15 「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十七条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十七条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

dd 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ee 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、別紙様式第四号第二十四面又は別紙様式第七号第十九面及び別紙様式第四号第二十五面又は別紙様式第七号第二十面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

ff 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番 4 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額と一致する。

gg 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半

y 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

w 項番 10 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

x 項番 11 「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十七条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十七条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

y [信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー]の欄には、自己資本比率告示第八章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

z 項番 12 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、別紙様式第四号第二十四面又は別紙様式第七号第十九面及び別紙様式第四号第二十五面又は別紙様式第七号第二十面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

[加える。]

aa 項番 12 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半

期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、別紙様式第四号第二十四面又は別紙様式第七号第十九面及び別紙様式第四号第二十五面又は別紙様式第七号第二十面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

hh 項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

jj 項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

kk 項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ll 項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面

期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、別紙様式第四号第二十四面又は別紙様式第七号第十九面及び別紙様式第四号第二十五面又は別紙様式第七号第二十面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面

の開示を行う場合には、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

mm 項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

nn・oo [略]

pp 項番20「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第九章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

qq 項番21「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十六面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第二十一面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項の額と一致する。

rr 項番22「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期に係る第四面の開示を行う場合には、同面の項番16「マーケット・リスクの合計額（ACRtotal）」の項の額から同面の項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク（Cu）」の項の額を控除した額を記載すること。

ss 「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期に係る別紙様式第四号第二十九面の開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

tt 項番23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第四章又は第五章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額を加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

uu 項番24「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

hh・ii [同左]

jj 項番16「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第九章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

kk 項番17「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十六面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第二十一面の開示を行う場合、同面の項番9「合計」の項の額と一致する。

ll 項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第四面の開示を行う場合、同面の項番8c「当四半期末におけるリスク・アセット」の項ハ欄の額と一致する。

[加える。]

[加える。]

mm 項番19「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

vv [略]

[削る。]

ww 項番26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第三十条又は第四十一条の規定により自己資本比率告示第十九条各号及び第十九条の二第一項又は第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

xx 「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク その他」の項イ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドレート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄及びハ欄の合計額と一致する。

yy・zz [略]

aaa この面におけるロ欄及びニ欄の「前四半期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[削る。]

nn [同左]

oo 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）附則第八条第八項に規定する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかったものについて、同告示による改正前の自己資本比率告示の規定によるリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

pp 項番24「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第三十条又は第四十一条の規定により自己資本比率告示第十九条各号及び第十九条の二第一項又は第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

qq・rr [同左]

ss この面におけるロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

tt 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資産及び取引を裏付けとす

るエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番 15 と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）第七条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前四半期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

(第二面) [同左]  
(第三面)

CCR 7：期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表
[同左]

(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～g 同左]

h 項番9「当四半期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

[i～k 同左]

[別葉 46]
---------

[面を加える。]

(第二面) [略]  
(第三面)

CCR 7：期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表
[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～g 略]

h 項番9「当四半期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

[i～k 略]

[別葉 47]
---------

(第四面)

(第五面)

[別葉 48]

[別葉 49]

(第六面)

[面を加える。]



(別紙様式第十号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（単体）						
国際様式 の該 当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
[略]						
4	リスク・アセットの額					
4 a	リスク・アセットの額（フロア調整前）					
	リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）					
[略]						
5	普通出資等 Tier 1 比率					
5 a	普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整前）					
	普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）					
6	Tier 1 比率					
6 a	Tier 1 比率（フロア調整前）					
	Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）					
7	総自己資本比率					
7 a	総自己資本比率（フロア調整前）					
	総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）					
[略]						

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(別紙様式第十号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（単体）						
国際様式 の該 当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
[同左]						
4	リスク・アセットの額					
[同左]						
5	普通出資等 Tier 1 比率					
[同左]						
6	Tier 1 比率					
[同左]						
7	総自己資本比率					
[同左]						

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

c 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母について、自己資本比率告示第四十一条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

d 「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

e 項番5 a 「普通出資等Tier 1比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第三十一条第一号に規定する単体普通出資等Tier 1比率について、自己資本比率告示第四十一条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

f 「普通出資等Tier 1比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第三十一条第一号に規定する単体普通出資等Tier 1比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

g 項番6 a 「Tier 1比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第三十一条第二号に規定する単体Tier 1比率について、自己資本比率告示第四十一条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

h 「Tier 1比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第三十一条第二号に規定する単体Tier 1比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

i 項番7 a 「総自己資本比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第三十一条第三号に規定する単体総自己資本比率について、自己資本比率告示第四十一条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

j 「総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第三十一条第三号に規定

[a・b 同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

する単体総自己資本比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

k 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」、「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」、項番5 a 「普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整前）」、「普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番6 a 「Tier 1 比率（フロア調整前）」、「Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番7 a 「総自己資本比率（フロア調整前）」及び「総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

l [略]  
[削る。]

m この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること（lに該当する場合には、当該項を削除することができる。）。

n・o [略]

[加える。]

c [同左]

d 項番13「総エクスポージャーの額」及び項番14「単体レバレッジ比率」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

e この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること（cに該当する場合には、当該項を削除することができる。）。

f・g [同左]

(別紙様式第十一号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（連結）						
国際様式 の該 当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
[略]						
4	リスク・アセットの額					
4 a	リスク・アセットの額（フロア調整前）					
	リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）					
[略]						
5	連結普通出資等 Tier 1 比率					
5 a	連結普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整前）					
	連結普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）					
6	連結 Tier 1 比率					
6 a	連結 Tier 1 比率（フロア調整前）					
	連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）					
7	連結総自己資本比率					
7 a	連結総自己資本比率（フロア調整前）					
	連結総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）					
[略]						

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示にお

(別紙様式第十一号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（連結）						
国際様式 の該 当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
[同左]						
4	リスク・アセットの額					
[同左]						
5	連結普通出資等 Tier 1 比率					
[同左]						
6	連結 Tier 1 比率					
[同左]						
7	連結総自己資本比率					
[同左]						

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示にお

いて使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

c 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母について、自己資本比率告示第三十条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

d 「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

e 項番5 a 「連結普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十九条第一号に規定する連結普通出資等 Tier 1 比率について、自己資本比率告示第三十条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

f 「連結普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十九条第一号に規定する連結普通出資等 Tier 1 比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

g 項番6 a 「連結 Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十九条第二号に規定する連結 Tier 1 比率について、自己資本比率告示第三十条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

h 「連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十九条第二号に規定する連結 Tier 1 比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

i 項番7 a 「連結総自己資本比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十九条第三号に規定する連結総自己資本比率について、自己資本比率告示第三十条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

いて使用する用語の例によるものとする。

[a・b 同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

<p>j 「連結総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十九条第三号に規定する連結総自己資本比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。</p> <p>k 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」、「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」、項番5 a 「連結普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整前）」、「連結普通出資等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番6 a 「連結 Tier 1 比率（フロア調整前）」、「連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番7 a 「連結総自己資本比率（フロア調整前）」及び「連結総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。</p> <p><u>l</u>～<u>n</u> 略</p>	<p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p> <p><u>c</u>～<u>e</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記号は、その項目が「重要事項」に該当することを示す。</p>	

## 附 則

### (適用時期)

1 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

### (経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、基準日（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和五年金融庁告示第 号）附則第二条第三項に規定する基準日をいう。以下同じ。）以後に終了する事業年度に係る説明書類又は基準日以後に終了する半期若しくは四半期に係る事項の開示について適用し、基準日前に終了する事業年度に係る説明書類又は基準日前に終了する半期若しくは四半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。

(単位：百万円)

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		マーケット・リスク相当額
1	一般金利リスク	
2	株式リスク	
3	コモディティ・リスク	
4	外国為替リスク	
5	信用スプレッド・リスク（非証券化商品）	
6	信用スプレッド・リスク（証券化商品（非CTP））	
7	信用スプレッド・リスク（証券化商品（CTP））	
8	デフォルト・リスク（非証券化商品）	
9	デフォルト・リスク（証券化商品（非CTP））	
10	デフォルト・リスク（証券化商品（CTP））	
11	残余リスク・アドオン	
	その他	
12	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番7までの項には、自己資本比率告示第二百八十条の二第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- b 項番8から項番10までの項には、自己資本比率告示第二百八十八条第一項に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- c 項番11「残余リスク・アドオン」の項には、自己資本比率告示第二百九十二条第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 「その他」の項には、項番1から項番11までの項のいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。
- e 項番12「合計」の項には、項番1の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。
- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- g この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- h この面は、自金融機関が標準的方式採用金庫の場合又は内部モデル方式採用金庫の場合にあつては、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載す



ること。

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳								
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
		算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テスト ティングの超 過回数 (99.0%)	前期の算出基準日を含む直近十 二週間の値	
		当期末	平均値	最大値	最小値		前期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))							
2	リスク・クラス	一般金利リスク						
3		株式リスク						
4		コモディティ・リスク						
5		外国為替リスク						
6		信用スプレッド・リスク						
7	制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C <sub>i</sub> ))							
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)							
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)							
10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)							

11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ				
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)				
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (ロ)				
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)				
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク (SA <sub>all desk</sub> ) (ニ)				
16	マーケット・リスクの合計額 (ACR <sub>total</sub> ) $\min( (イ) + (ロ) ; (ニ) ) + \max( 0, (ハ) )$				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C)) の値を記載すること。
- b 項番2「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フ

- オールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。
- c 項番3「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。
- e 項番5「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。
- f 項番6「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。
- g 項番7「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C<sub>i</sub>))」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。
- h 項番8「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額 (IMCC) の値を記載すること。
- i 項番9「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの (SES) の値を記載すること。
- j 項番10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十七条に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額 (DRC) の値を記載すること。
- k 項番11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。
- l 項番12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定めるC<sub>A</sub>及びDRCの合計額 (IMA<sub>G,A</sub>) に資本サーチャージを加算した値を記載すること。
- m 項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 (C<sub>0</sub>) の値を記載すること。

- n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{G,A}$ の値から自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定めるグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ( $SA_{G,A}$ ) の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ( $SA_{all\ desk}$ ) の値を記載すること。
- p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 ( $ACR_{total}$ ) の値を記載すること。
- q イ欄には、当期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、自己資本比率告示第二百七十五条の二第二項に定める全社的なバック・テストの超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあつては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引 以外の取引	オプション取引		
			簡便法により算 出した額	デルタ・プラス 法により算出し た額	シナリオ法によ り算出した額
1	金利リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額				
2	株式リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額				
3	コモディティ・リスクの額				
4	外国為替リスクの額				
5	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額				
6	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十四条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額(自己資本比率告示第二百九十四条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額)を記載すること。
- b 項番2「株式リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十五条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額(自己資本比率告示第二百九十五条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額)を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十七条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

- と。
- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十六条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
  - e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の四までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第三百二条の五及び第三百二条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。
  - f 項番6「合計」の項には、項番1から項番5までの合計額を記載すること。
  - g イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。
  - h ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
  - i ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を記載すること。
  - j ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
  - k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
  - l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
  - m この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあつては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CR 5：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー												
項番	リスク・ウェイト 資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）										
		0%	10%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	250%	1250%	合計
1	現金											
2	日本国政府及び日本銀行向け											
3	外国の中央政府及び中央銀行向け											
4	国際決済銀行等向け											
5	我が国の地方公共団体向け											
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け											
7	国際開発銀行向け											
8	地方公共団体金融機構向け											
9	我が国の政府関係機関向け											
10	地方三公社向け											
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け											
12	法人等向け											
13	中小企業等向け及び個人向け											
14	抵当権付住宅ローン											



15	不動産取得等事業向け											
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）											
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞											
18	取立未済手形											
19	信用保証協会等による保証付											
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付											
21	出資等（重要な出資を除く。）											
22	合計											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄からル欄までには、自己資本比率告示第六章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額とすること。

b 内部格付手法を採用した場合にあつては、自己資本比率告示第百四十四条又は第百四十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合には、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

c 項番1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

d 項番2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

e 項番3「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

- f 項番4「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- g 項番5「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- i 項番7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第五十五条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- m 項番11「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番12「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第五十九条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。
- o 項番13「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第六十二条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- p 項番14「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローンに係る額を記載すること。
- q 項番15「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番15に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。
- r 項番16「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番16に計上している

ものは、他の項に重複して計上しないこと。

s 項番 17「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 17 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

t 項番 18「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 18 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

u 項番 19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 19 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

v 項番 20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 20 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

w 項番 21「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、自己資本比率告示第七十条の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポージャーに係る額を記載すること。

x 項番 22「合計」の項ル欄の額は、第七面の項番 22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。

y この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

z この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

C R 5 a : 標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー										
項番	リスク・ウェイト 資産クラス	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)								
		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計		
1 a	日本国政府及び日本銀行向け									
1 b	外国の中央政府及び中央銀行向け									
1 c	国際決済銀行等向け									
2 a	我が国の地方公共団体向け	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	
2 b	外国の中央政府等以外の公共部門向け									
2 c	地方公共団体金融機構向け									
2 d	我が国の政府関係機関向け									
2 e	地方三公社向け									
3	国際開発銀行向け	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計	
4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険									

	会社向け										
5		10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	
	カバード・ボンド向け										
6		20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）										
	うち、特定貸付債権向け										
7 a		100%	150%	250%	400%	その他	合計				
	劣後債権及びその他資本性証券等										
7 b	株式等										
8		45%	75%	100%	その他	合計					
	中堅中小企業等向け及び個人向け										
9 a		20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計	
	不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け										
		20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%			その他	合計	
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの										

9 b		30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
	不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け									
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他	合計
9 c		70%	90%	110%	150%			その他	合計	
	不動産関連向け うち、事業用不動産関連									
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	70%	112.5%					その他	合計	
9 d		60%		その他		合計				
	不動産関連向け うち、その他不動産関連	60%		その他		合計				
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									
9 e		100%		150%		その他		合計		
	不動産関連向け うち、ADC向け									
10 a		50%	100%	150%	その他	合計				
	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポ									

	ージャーを除く。)					
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞					
		0%	10%	20%	その他	合計
11a	現金					
11b	取立未済手形					
	信用保証協会等による保証付					
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面には、自己資本比率告示第六章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額を記載すること。

b 内部格付手法を採用した場合は、自己資本比率告示第百四十四条又は第百四十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百六十五条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えら

れる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

- c 項番 1 a 「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番 1 b 「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- e 項番 1 c 「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番 2 a 「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番 2 b 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番 2 c 「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番 2 d 「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第五十五条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番 2 e 「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番 3 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番 4 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十七条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十八条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）並びに保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十八条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。
- m 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番 5 「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第五十七条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。



と。

- o 項番6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、自己資本比率告示第五十九条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー（同条第三項の規定により85パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（同条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十九条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。
- p 「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- q 項番7a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第六十四条の六の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第七十条の四の三第三項の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十条の規定により、劣後債権及びその他資本性証券に150パーセント以外のリスク・ウェイトを適用する場合は、実際に適用されるリスク・ウェイトの欄を追加し、当該欄に当該劣後債権及びその他資本性証券に係る額を記載すること。
- r 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）及び株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば400%の欄に、それ以外の投資であれば250%の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- s 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十一条第一項及び第三項の規定により75パーセント又は45パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- t 項番9a「不動産関連向けうち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十二条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- u 「不動産関連向けうち、自己居住用不動産等向けうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十二条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

- v 項番9b「不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十三条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- w 「不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向けのうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十三条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- x 項番9c「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9cに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- y 「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連のうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十四条第三項において準用する自己資本比率告示第六十三条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。
- z 項番9d「不動産関連向けのうち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条の二第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9dに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- aa 「不動産関連向けのうち、その他不動産関連のうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位以下であるその他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。
- bb 項番9e「不動産関連向けのうち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条の三に規定するADC向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番9eに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- cc 項番10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第六十五条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、同条第五項により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する「要管理債権」に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

- dd 項番 10b「自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- ee 項番 11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。
- ff 項番 11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- gg 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- hh 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- ii この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- jj この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CR5b：標準的手法—リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーとCCF					
項番	リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ
		オン・バランスシートのエクスポージャーの額	オフ・バランスシートのエクスポージャーの額	CCFの加重平均値	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）
1	40%未満				
2	40%—70%				
3	75%				
	80%				
4	85%				
5	90%—100%				
6	105%—130%				
7	150%				
8	250%				
9	400%				
10	1250%				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄、ロ欄及びニ欄には、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられてい

る引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。

b イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く自己資本比率告示第六章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。

c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

d ハ欄には、CCFを適用し、信用リスク削減手法の効果を勘案する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額をロ欄の額で除して得た比率を記載すること。

e ニ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びCCFを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額を記載すること。

f 内部格付手法を採用した場合は、自己資本比率告示第百四十四条又は第百四十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百六十五条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、当該株式等エクスポージャーに係る係数を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

g 項番1「40%未満」の項には、40パーセント未満のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

h 項番2「40%—70%」の項には、40パーセント以上70パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

i 項番3「75%」の項には、75パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

j 「80%」の項には、80パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

k 項番4「85%」の項には、85パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

- l 項番5「90%—100%」の項には、90パーセント以上100パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- m 項番6「105%—130%」の項には、105パーセント以上130パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番7「150%」の項には、150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- o 項番8「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第七十条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- p 項番9「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- q 項番10「1250%」の項には、1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- r 項番11「合計」の項ニ欄の額は、第七面の項番12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。
- s この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「—」を記載すること。
- t この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

CR10：内部格付手法－特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）												
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	
特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式）												
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外												
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシート の額	オフ・バランスシート の額	リスク・ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リスク・アセットの額	期待損失	
					PF	OF	CF	IPRE	合計			
優（Strong）	2.5年未満			50%								
	2.5年以上			70%								
良（Good）	2.5年未満			70%								
	2.5年以上			90%								
可（Satisfactory）				115%								
弱い（Weak）				250%								
デフォルト（Default）				—								
合計				—								
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）												
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシート の額	オフ・バランスシート の額	リスク・ウェイト	/					エクスポージャーの額（EAD）	信用リスク・アセットの額	期待損失
優（Strong）	2.5年未満			70%	/							
	2.5年以上			95%								
良（Good）	2.5年未満			95%								

	2.5年以上			120%	/			
可 (Satisfactory)				140%				
弱い (Weak)				250%				
デフォルト (Default)				—				
合計				—				
株式等エクスポージャー (マーケット・ベース方式等)								
マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー								
カテゴリー	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト	/	エクスポージャーの額 (EAD)	信用リスク・アセットの額	/	
簡易手法—上場株式			300%					
簡易手法—非上場株式			400%					
内部モデル手法								
合計			—					
100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー								
自己資本比率告示第六十五条第一項ただし書の定めるところにより 100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー			100%	/			/	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される(1)特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）及び(2)株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式を使用する株式等エクスポージャー及び自己資本比率告示第六十五条第一項ただし書の規



定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャーに限る。)に係る計数を記載すること。

- b ハ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。
- c ニ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。
- d ホ欄のうち、「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「内部モデル手法」の項においては、リスク・ウェイトをCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADにより加重平均した値を記載すること。
- e ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案後のエクスポージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。
- f 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額並びに第九面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額と一致する。
- g 「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。
- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- j この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- k この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

CR10：内部格付手法—特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式）												
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	
特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式）												
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外												
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リス ク・アセ ットの額	期待損失	
					PF	OF	CF	IPRE	合計			
優（Strong）	2.5年未満			50%								
	2.5年以上			70%								
良（Good）	2.5年未満			70%								
	2.5年以上			90%								
可（Satisfactory）				115%								
弱い（Weak）				250%								
デフォルト（Default）				—								
合計				—								
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）												
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	/					エクスポ ージャー の額（E AD）	信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
優（Strong）	2.5年未満			70%	/							

	2.5年以上			95%			
良 (Good)	2.5年未満			95%			
	2.5年以上			120%			
可 (Satisfactory)				140%			
弱い (Weak)				250%			
デフォルト (Default)				—			
合計				—			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）に係る計数を記載すること。

b ハ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。

c ニ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。

d ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案後のエクスポージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。

e 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC

RE)」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番4「信用リスクのうち、スロッシング・クライテリア適用分」の項イ欄の額と一致する。

f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

h この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

i この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CCR2：CVAリスクに対する資本賦課			
項番		イ	ロ
		信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計		
2	(i) CVAバリュー・アット・リスクの額（乗数適用後）		
3	(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額（乗数適用後）		
4	標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計		
5	CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の四第一項のCVAリスク相当額を算出するに当たり先進的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第七十五条に規定する期待エクスポージャー方式を用いて算出した与信相当額の合計額を記載すること。
- b 項番2「(i) CVAバリュー・アット・リスクの額（乗数適用後）」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の四第一項第一号に規定するCVAバリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額（乗数適用後）」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の四第一項第二号に規定するCVAストレス・バリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三のCVAリスク相当額を算出するに当たり標準的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第二百七十条の三第一項の算式中の与信相当額（EAD）の合計額を記載すること。
- e 項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項には、項番1の項に記載された額及び項番4の項に記載された額の合計額を記載すること。
- f ロ欄には、各計測手法に基づき算出されたCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額、第十四面の項番6「合計」の項へ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非

適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA			
項番		イ	ロ
		構成要素の額	BA-CVAによるリスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	CVAリスクのうち取引先共通の要素		
2	CVAリスクのうち取引先固有の要素		
3	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「CVAリスクのうち取引先共通の要素」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における $K_{reduced}$ の算式において、 $\rho$ を一と仮定した場合に算出される $K_{reduced}$ の値を記載する。
- b 項番2「CVAリスクのうち取引先固有の要素」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における $K_{reduced}$ の算式において、 $\rho$ を零と仮定した場合に算出される $K_{reduced}$ の値を記載する。
- c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削らず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が限定的なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

CVA2：完全なBA-CVA		
項番		イ
		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	K Reduced	
2	K Hedged	
3	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める  $K_{reduced}$  の値に割引係数  $(DS_{BA-CVA})$  0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める  $K_{hedged}$  の値に割引係数  $(DS_{BA-CVA})$  0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が完全なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。



(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのリスク・アセットの額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）	取引相手方の先数
1	金利リスク		
2	外国為替リスク		
3	参照先のクレジット・スプレッド・リスク		
4	株式リスク		
5	コモディティ・リスク		
6	取引相手方のクレジット・スプレッド・リスク		
7	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番6までの項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- d 項番7「合計」の項ロ欄の額には、SA-CVAによるCVAリスク相当額の算出対象となる取引相手方の先数を記載すること。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表		
項番		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8％で除して得た額）
1	前期末	
2	当期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番1「前期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項口欄の額と一致する。
- c 項番2「当期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番2「当期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f 「変動事由の説明」の項には、当期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。
- g 項番1「前期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。
- h この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		リスク・アセット (リスク相当額を8%で除して得た額)
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
3	外国為替リスクの額	
4	コモディティ・リスクの額	
	オプション取引	
5	簡便法により算出した額	
6	デルタ・プラス法により算出した額	
7	シナリオ法により算出した額	
8	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額	
9	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百八十一条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百八十八条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十一条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「オプション取引 簡便法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第二百九十五条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- f 項番6「オプション取引 デルタ・プラス法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第二百九十六条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番7「オプション取引 シナリオ法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額

を記載すること。

- h 項番8「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の五までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額、自己資本比率告示第三百二条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額及び自己資本比率告示第三百二条の九に規定する修正標準方式を用いて算出したコリレーション・トレーディングに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- i 項番9「合計」の項には、項番1から項番8までの合計額を記載すること。
- j 項番9「合計」の額は、第一面の項番17「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		マーケット・リスク相当額
1	一般金利リスク	
2	株式リスク	
3	コモディティ・リスク	
4	外国為替リスク	
5	信用スプレッド・リスク（非証券化商品）	
6	信用スプレッド・リスク（証券化商品（非CTP））	
7	信用スプレッド・リスク（証券化商品（CTP））	
8	デフォルト・リスク（非証券化商品）	
9	デフォルト・リスク（証券化商品（非CTP））	
10	デフォルト・リスク（証券化商品（CTP））	
11	残余リスク・アドオン	
	その他	
12	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 から項番 7 までの項には、自己資本比率告示第二百八十条の二第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- b 項番 8 から項番 10 までの項には、自己資本比率告示第二百八十八条第一項第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- c 項番 11 「残余リスク・アドオン」の項には、自己資本比率告示第二百九十二条第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 「その他」の項には、項番 1 から項番 11 までの項のいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。
- e 項番 12 「合計」の項には、項番 1 の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。
- f 項番 12 「合計」の項の額は、第一面の項番 21 「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切

り捨てること。

- i この面は、自金融機関が標準的方式採用金庫の場合又は内部モデル方式採用金庫の場合にあっては、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載すること。

MR 2 : 内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		バリュー・アット・リスク	ストレス・バリュー・アット・リスク	追加的リスク	包括的リスク	その他	合計
1 a	前期末におけるリスク・アセット						
1 b	前期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整						
1 c	前期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額						
2	当期中の 要因別の 変動額	リスク量の変動					
3		モデルの更新又は変更					
4		手法及び方針					
5		買収及び売却					
6		為替の変動					
7		その他					
8 a	当期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額						
8 b	当期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整						
8 c	当期末におけるリスク・アセット						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番 1 a 「前期末におけるリスク・アセット」及び項番 8 c 「当期末におけるリスク・アセット」の項には、自己資本比率告示の規定に基づき算出されるリスク・アセットの額を記載すること（例：バリュー・アット・リスクであれば、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第一号の規定に基づき、算出基準日のバリュー・アット・リスクと、算出基準日を含む直近 60 営業日のバリュー・アット・リスク

- の平均値に自己資本比率告示第二百七十七条に定める乗数を乗じて得た額のうちいずれか大きい額を8パーセントで除して得た額を記載する。)
- b 項番1 b「前期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整」及び項番8 b「当期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整」の項には、項番1 aの項に計上される額を項番1 cの項に計上される額で除して得た値及び項番8 cの項に計上される額を項番8 aの項に計上される額で除して得た値をそれぞれ記入すること。
  - c 項番1 c「前期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番8 a「当期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の項には、算出基準日における内部モデル方式による計測値を8パーセントで除して得た額を記載すること。項番2から項番7までに掲げる変動要因分析は、項番1 c「前期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番8 a「当期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の額に対して実施すること。
  - d 項番2「リスク量の変動」の項には、ポジション変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
  - e 項番3「モデルの更新又は変更」の項には、自己資本比率告示第二百四十条第二項第三号又は第三百二条の十第三項第三号に規定するリスク計測モデルの更新又は変更（計測対象の変更を含み、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因する変更を除く。）に起因して、自己資本比率告示第二百七十八条第一項又は第三百二条の十二第一項に規定する変更に係る届出を行った場合のリスク・アセットの額の変動額を記載すること。期中においてリスク計測モデルの更新及び変更に係る届出を2回以上行った場合には、項を追加した上、それぞれの更新及び変更につき額を計上すること。
  - f 項番4「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更（新たな規制の導入を含む。）による計算手法の変更に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
  - g 項番5「買収及び売却」の項には、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
  - h 項番6「為替の変動」の項には、為替変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
  - i 項番7「その他」の項には、項番2から項番6までに掲げる項目以外の要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番6と項番7との間に項を追加の上、当該要因及び当該要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。)
  - j イ欄には、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第一号の規定により算出される額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
  - k ロ欄には、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第二号の規定により算出される額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
  - l ハ欄には、自己資本比率告示第二百七十六条第二項の規定により算出される追加的リスクの額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
  - m ニ欄には、自己資本比率告示第三百二条の十一の規定により算出されるコリレーション・トレーディ



- ングの包括的リスクの額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- n へ欄には、イ欄からホ欄までに計上される額の合計額を記載すること。項番1 a「前期末におけるリスク・アセット」の項及び項番8 c「当期末におけるリスク・アセット」の項へ欄の額は、第一面の項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項ロ欄の額及びイ欄の額と、それぞれ一致する。
- o 項番8 c「当期末におけるリスク・アセット」の額は、第一面の項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- q この面に記載する比率（項番1 b及び項番8 b）は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- r 開示に使用する額の単位については、当期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- s この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳								
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
		算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テスト テイングの超 過回数 (99.0%)	前期の算出基準日を含む直近十 二週間の値	
		当期末	平均値	最大値	最小値		前期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))							
2	リスク・クラス	一般金利リスク						
3		株式リスク						
4		コモディティ・リスク						
5		外国為替リスク						
6		信用スプレッド・リスク						
7	制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C <sub>i</sub> ))							
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)							
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)							

10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)							
11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ							
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)							
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (ロ)							
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)							
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク (SA <sub>all desk</sub> ) (ニ)							
16	マーケット・リスクの合計額 (ACR <sub>total</sub> ) min( (イ) + (ロ) ; (ニ) ) + max( 0, (ハ) )							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混

乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C)) の値を記載すること。

b 項番2「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。

c 項番3「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。

d 項番4「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。

e 項番5「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。

f 項番6「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。

g 項番7「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C<sub>i</sub>))」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。

h 項番8「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額 (IMCC) の値を記載すること。

i 項番9「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの (SES) の値を記載すること。

j 項番10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十七条に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額 (DRC) の値を記載すること。

k 項番11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。

l 項番12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定めるC<sub>A</sub>及びDRCの合計額 (IMA<sub>G,A</sub>) に資本サーチャージを加算した値を記載すること。

- m 項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 ( $C_u$ ) の値を記載すること。
- n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{G,A}$  の値から自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定めるグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ( $SA_{G,A}$ ) の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ( $SA_{all\ desk}$ ) の値を記載すること。
- p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 ( $ACR_{total}$ ) の値を記載すること。
- q イ欄には、当期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、自己資本比率告示第二百七十五条の二第二項に定める全社的なバック・テストの超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

MR 3 : 内部モデル方式の状況 (マーケット・リスク)	
項番	
	バリュー・アット・リスク (保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%)
1	最大値
2	平均値
3	最小値
4	期末
	ストレス・バリュー・アット・リスク (保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%)
5	最大値
6	平均値
7	最小値
8	期末
	追加的リスクの額 (片側信頼区間 99.9%)
9	最大値
10	平均値
11	最小値
12	期末
	包括的リスクの額 (片側信頼区間 99.9%)
13	最大値
14	平均値
15	最小値
16	期末
17	フロア (修正標準的方式)

(注)

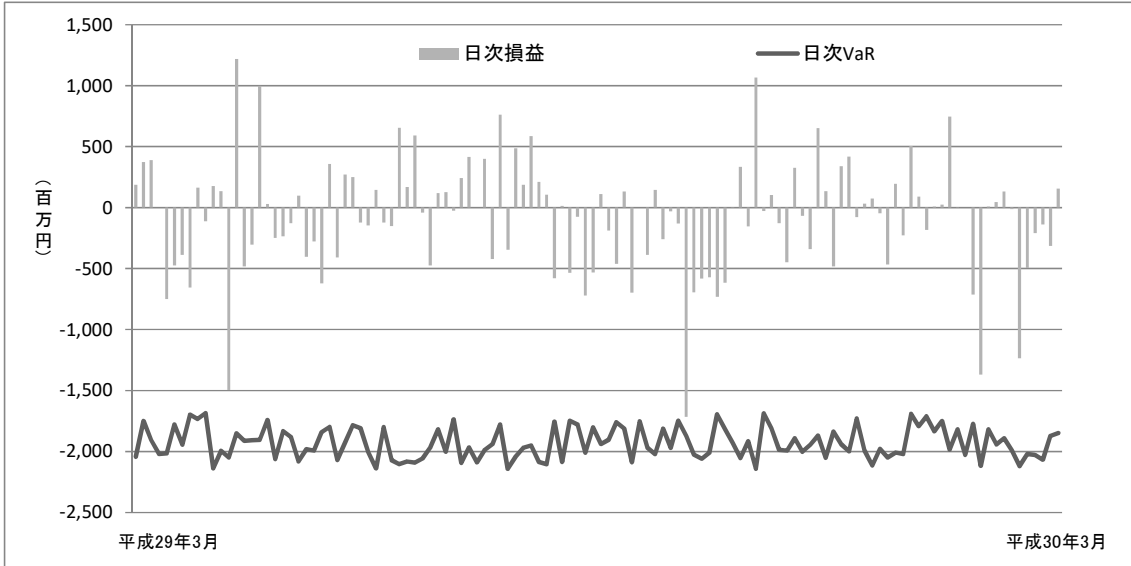
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 「バリュー・アット・リスク (保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%)」の項番 1 から項番 4 までの項には、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第一号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのバリュー・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- b 「ストレス・バリュー・アット・リスク (保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%)」の項番 5 から項番 8 までの項には、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第二号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのストレス・バリュー・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- c 「追加的リスクの額 (片側信頼区間 99.9%)」の項番 9 から項番 12 までの項には、自己資本比率告示第二百七十六条第二項第一号に規定する期中における追加的リスクの額に係る計数を記載すること。
- d 「包括的リスクの額 (片側信頼区間 99.9%)」の項番 13 から項番 17 までの項には、自己資本比率

告示第三百二条の十一第一号に規定する期中におけるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額に係る計数を記載すること。ただし、項番 17 の「フロア（修正標準的方式）」の項には、自己資本比率告示第三百二条の十一第三号に掲げる額を記載すること。

- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

MR 4 : 内部モデル方式のバック・テストの結果



(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率告示第二百七十四条第二項第二号に定めるバック・テストの結果を図示すること（上記は凡例である。）。
- b 系列「日次 VaR」は、自己資本比率告示第二百七十七条第一項に規定する保有期間を一日としてリスク計測モデル（追加的リスク計測モデル及び自己資本比率告示第三百二条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクの額をいう。
- c 系列「日次損益」は、自己資本比率告示第二百七十七条第一項に規定する実際に発生した損益（以下「実損益」という。）又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益（以下「仮想損益」という。）のうち、自金融機関が採用している損益の額をいう。ただし、実損益及び仮想損益のいずれも開示することもできるものとし、その場合には二の損益の主要な差異項目について定性的な説明を併せて記載すること。
- d 報告基準日を含む直近 250 営業日分のバック・テストの結果を記載すること。バック・テストの超過については、超過日、超過額及び超過の主要な要因について記載すること。
- e この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。



(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引 以外の取引	オプション取引		
			簡便法により算 出した額	デルタ・プラス 法により算出し た額	シナリオ法によ り算出した額
1	金利リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額				
2	株式リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額				
3	コモディティ・リスクの額				
4	外国為替リスクの額				
5	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額				
6	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十四条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額(自己資本比率告示第二百九十四条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額)を記載すること。
- b 項番2「株式リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十五条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額(自己資本比率告示第二百九十五条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額)を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十七条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十六条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の四までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第三百二条の五及び第三百二条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。
- f 項番6「合計」の項には、項番1から項番5までの合計額を記載すること。
- g 項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額は、第一面の「マーケット・リスク うち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- h イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。
- i ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- j ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を記載すること。
- k ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- n この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあつては、作成することを要しない。

(単位：百万円、件)

OR 1：オペレーショナル・リスク損失の推移												
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		当期末	前期末	前々期末	ハの前期末	ニの前期末	ホの前期末	ヘの前期末	トの前期末	チの前期末	リの前期末	直近十年間の平均
二百万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
千万円を超える損失を集計したもの												
6	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
7	損失の件数											
8	特殊損失の総額											
9	特殊損失の件数											
10	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
オペレーショナル・リスク相当額の計測に関する事項												

11	I L Mの算出への内部損失データ利用の有無											
12	項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- b 項番2「損失の件数」の項には、aの二百万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- c 項番3「特殊損失の総額」の項には、二百万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- d 項番4「特殊損失の件数」の項には、cの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- e 項番5「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- f 項番6「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- g 項番7「損失の件数」の項には、fの千万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- h 項番8「特殊損失の総額」の項には、千万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- i 項番9「特殊損失の件数」の項には、hの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- j 項番10「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除したオペレーショナル・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- k 項番11「I L Mの算出への内部損失データ利用の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、内部損失データを用いたI L Mの算出（自己資本比率告示第三百六条第一項第一号に定める方法による算出をいう。）の有無を記載すること。
- l 項番12「項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当た

って、自己資本比率告示第三百八条第一項の承認を受けていない場合において、自金融機関の内部損失データに係る基準（自己資本比率告示第三百十条第一号に定める基準をいう。）充足の有無を記載すること。

m それぞれの項の対象となる範囲に変更が生じている場合は、説明を付すこと。

n 直近五年以上十年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合は、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えるものとする。

o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

p この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

OR 2 : B I C の構成要素				
項番		イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	前々期末
1	I L D C			
2	資金運用収益			
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	S C			
7	役員取引等収益			
8	役員取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	F C			
12	特定取引勘定のネット損益 (特定取引等のネット損益)			
13	特定取引勘定以外の勘定のネット 損益 (特定取引等以外の勘定のネ ット損益)			
14	B I			
15	B I C			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又 は事業部門を含む B I			
17	除外特例によって除外した B I			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率告示第三百五条に定める算式及び自己資本比率告示別表第一に定める用語の意義に基づく計数を記載すること。
- b 項番 4「金利収益資産」の項には、財務諸表に掲載される各会計期末の全ての貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産の額の合計額を記載すること。
- c 項番 14「B I」の項には、項番 1、項番 6 及び項番 11 の合計額を記載すること。
- d 項番 15「B I C」の項には、項番 14「B I」に自己資本比率告示第三百五条第四項に定める掛目を適用して算出した額を記載すること。

- e 項番 16「除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むB I」の項には、自己資本比率告示第 三百十四条の承認を受け除外した連結子法人等又は事業部門を含むB Iの額を記載すること。
- f 項番 17「除外特例によって除外したB I」の項には、項番 14 と項番 16 の差額を記載すること。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

OR3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要		
項番		
1	B I C	
2	I L M	
3	オペレーショナル・リスク相当額	
4	オペレーショナル・リスク・アセットの額	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「B I C」の項には、自己資本比率告示第三百五条に定めるB I Cの額を記載すること。
- b 項番2「I L M」の項には、自己資本比率告示第三百六条に定めるI L Mの値を記載すること。この場合において、一部の連結子法人等又は事業部門を分けてI L Mを算出した場合は、当該連結子法人等又は事業部門を除いた法人単位のI L Mの値を記載すること。
- c 項番3「オペレーショナル・リスク相当額」の項には、自己資本比率告示第三百四条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「オペレーショナル・リスク・アセットの額」の項には、自己資本比率告示第三百四条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e この様式に記載する額は、この様式で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f I L Mの値（項番2）は、小数点以下二位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。



(単位：百万円)

ENC 1：担保資産の状況					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		担保に供されている資産の額	担保に供されていない資産の額	合計	うち、証券化エクスポージャーの額
1	現金預け金				
2	特定取引資産				
3	有価証券				
4	貸出金				
5	.....				
	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産を対象として計数を記載すること。
- b 項番1から項番4までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除すること。
- c イ欄には、法令、規則、契約その他の制約（市場流動性に関する制約を除く。）により、各金融機関が流動化、売却、移転、譲渡を行うことが禁じられている又は制限されている資産の額を記載すること。
- d この面に定める項目につき自金融機関で該当する額がない場合には、「－」を記載すること。
- e この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CMS 1：内部モデルを用いた手法と標準的手法のリスク・アセットの比較					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセットの額			
		内部モデルを用いて算出したリスク・アセットの額	標準的な手法適用分のリスク・アセットの額	リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的な手法により算出したリスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	信用リスク				
2	カウンターパーティ信用リスク				
3	CVAリスク				
4	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
5	マーケット・リスク				
6	オペレーショナル・リスク				
7	その他リスク・アセット				
8	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄には、内部モデルを用いた手法（内部格付手法、内部モデル手法、期待エクスポージャー方式、エクスポージャー変動額推計モデル及び内部評価方式をいう。以下この面において同じ。）のうち、承認を受けた手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。

- b ロ欄には、承認を受けた内部モデルを用いた手法以外の手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- c ハ欄には、イ欄及びロ欄に計上される額の合計額を記載すること。
- d ニ欄には、ハ欄に計上されるリスク・アセットの額について、内部モデルを用いた手法の承認を得ていないものとみなして算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- e 項番1「信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- f 項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- g 項番3「CVAリスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、第一面の項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番5「マーケット・リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番20「マーケット・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番6「オペレーショナル・リスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番24「オペレーショナル・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄及びハ欄の額は、第一面の「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスク その他」のイ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番15「未決済取引」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

n この面は、自金融機関が内部モデルを用いた手法のうちいずれの承認も受けていない場合には、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CMS 2：ポートフォリオ別の内部格付手法と標準的手法の信用リスク・アセットの比較					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		信用リスク・アセットの額			
		内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額	イ欄の内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額について、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	ソブリン向けエクスポージャー				
	うち、我が国の地方公共団体向け				
	うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け				
	うち、国際開発銀行向け				
	うち、地方公共団体金融機構向け				
	うち、我が国の政府関係機関向け				
	うち、地方三公社向け				
2	金融機関等向けエクスポージャー				
3	株式等向けエクスポージャー				
4	購入債権				
5	事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債				

	権を除く。)				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
6	中堅中小企業向けエクスポージャー				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
7	居住用不動産向けエクスポージャー				
8	適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー				
9	その他リテール向けエクスポージャー				
10	特定貸付債権				
	うち、事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五及び第六十六条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識されるCCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

- b ロ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、標準的手法により算出したCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- c ハ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- d ニ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、標準的手法により算出した、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。また、当該額は資本フロアに係る掛目を勘案する前の額とすること。
- e 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- f 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- h 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第五十五条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番3「株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第六十五条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により信用リスク・アセットの額を算出する株式等エクスポージャーに係る額は含めないこととする。また、令和十年三月三十一日以降、自金融機関の保有する株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額はイ欄及びロ欄には記載せず、これらの信用リスク・アセットの額の合計額をハ欄及びニ

欄に記載すること。

- l 項番4「購入債権」の項には、購入債権に係る額を記載すること。また、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合は、その額を含めた額を記載すること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。
- m 項番11「合計」の項イ欄の額は、第三十七面の項番1「信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- n 項番11「合計」の項ハ欄の額は、第三十七面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。
- o 項番11「合計」の項ニ欄の額は、第三十七面の項番1「信用リスク」の項ニ欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- q この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- r この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。



(単位：百万円)

CR 5：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー												
項番	リスク・ウェイト 資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）										
		0%	10%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	250%	1250%	合計
1	現金											
2	日本国政府及び日本銀行向け											
3	外国の中央政府及び中央銀行向け											
4	国際決済銀行等向け											
5	我が国の地方公共団体向け											
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け											
7	国際開発銀行向け											
8	地方公共団体金融機構向け											
9	我が国の政府関係機関向け											
10	地方三公社向け											
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け											
12	法人等向け											
13	中小企業等向け及び個人向け											
14	抵当権付住宅ローン											
15	不動産取得等事業向け											

16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）											
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞											
18	取立未済手形											
19	信用保証協会等による保証付											
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付											
21	出資等（重要な出資を除く。）											
22	合計											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄からル欄までには、自己資本比率告示第六章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額とすること。

b 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百四十四条又は第百四十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合には、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

c 項番1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

d 項番2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

e 項番3「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

f 項番4「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向け

エクスポートに係る額を記載すること。

- g 項番5「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポート（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポート（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- i 項番7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポートに係る額を記載すること。
- j 項番8「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポートに係る額を記載すること。
- k 項番9「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第五十五条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポートに係る額を記載すること。
- l 項番10「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポートに係る額を記載すること。
- m 項番11「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポートに係る額を記載すること。
- n 項番12「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第五十九条第一項に規定する法人等向けエクスポートに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。
- o 項番13「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第六十二条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポート及び個人向けエクスポートに係る額を記載すること。
- p 項番14「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローンに係る額を記載すること。
- q 項番15「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポート、中小企業等向けエクスポート又は個人向けエクスポートであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番15に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。
- r 項番16「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクスポートに係る額を記載すること。また、項番16に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

- s 項番 17「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 17 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- t 項番 18「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 18 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- u 項番 19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 19 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- v 項番 20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 20 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- w 項番 21「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、自己資本比率告示第七十条の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポージャーに係る額を記載すること。
- x 項番 22「合計」の項ル欄の額は、第五面の項番 22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。
- y この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- z この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

C R 5 a : 標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー										
項番	リスク・ウェイト 資産クラス	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)								
		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計		
1 a	日本国政府及び日本銀行向け									
1 b	外国の中央政府及び中央銀行向け									
1 c	国際決済銀行等向け									
2 a	我が国の地方公共団体向け	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	
2 b	外国の中央政府等以外の公共部門向け									
2 c	地方公共団体金融機構向け									
2 d	我が国の政府関係機関向け									
2 e	地方三公社向け									
3	国際開発銀行向け	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計	
4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険									

	会社向け										
5		10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	
	カバード・ボンド向け										
6		20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）										
	うち、特定貸付債権向け										
7 a		100%	150%	250%	400%				その他	合計	
	劣後債権及びその他資本性証券等										
7 b	株式等										
8		45%	75%	100%					その他	合計	
	中堅中小企業等向け及び個人向け										
9 a		20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計	
	不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け										
		20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%			その他	合計	
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの										

9 b		30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
	不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け									
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他	合計
9 c		70%	90%	110%	150%			その他	合計	
	不動産関連向け うち、事業用不動産関連									
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	70%	112.5%					その他	合計	
9 d		60%		その他		合計				
	不動産関連向け うち、その他不動産関連	60%		その他		合計				
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									
9 e		100%		150%		その他		合計		
	不動産関連向け うち、ADC向け									
10 a		50%	100%	150%	その他	合計				
	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポ									

	一ジャーを除く。)					
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞					
		0%	10%	20%	その他	合計
11a	現金					
11b	取立未済手形					
	信用保証協会等による保証付					
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面には、自己資本比率告示第六章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額を記載すること。

b 内部格付手法を採用した場合は、自己資本比率告示第百四十四条又は第百四十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百六十五条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えら



れる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

- c 項番 1 a 「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番 1 b 「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- e 項番 1 c 「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番 2 a 「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番 2 b 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番 2 c 「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番 2 d 「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第五十五条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番 2 e 「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番 3 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番 4 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十七条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十八条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）並びに保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十八条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。
- m 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番 5 「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第五十七条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

と。

- o 項番6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、自己資本比率告示第五十九条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー（同条第三項の規定により 85 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（同条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー（自己資本比率告示第五十九条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。
- p 「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）のうち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- q 項番7a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第六十四条の六の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第七十条の四の三第三項の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部 T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十条の規定により、劣後債権及びその他資本性証券に 150 パーセント以外のリスク・ウェイトを適用する場合は、実際に適用されるリスク・ウェイトの欄を追加し、当該欄に当該劣後債権及びその他資本性証券に係る額を記載すること。
- r 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十条第一項の規定により 250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）及び株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば 400%の欄に、それ以外の投資であれば 250%の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- s 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十一条第一項及び第三項の規定により 75 パーセント又は 45 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- t 項番9a「不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十二条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- u 「不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向けのうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十二条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

- v 項番9b「不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十三条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- w 「不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向けのうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十三条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- x 項番9c「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9cに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- y 「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連のうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十四条第三項において準用する自己資本比率告示第六十三条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。
- z 項番9d「不動産関連向けのうち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条の二第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9dに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- aa 「不動産関連向けのうち、その他不動産関連のうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位以下であるその他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。
- bb 項番9e「不動産関連向けのうち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条の三に規定するADC向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番9eに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- cc 項番10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第六十五条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、同条第五項により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する「要管理債権」に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

- dd 項番 10b「自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- ee 項番 11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。
- ff 項番 11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- gg 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- hh 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- ii この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- jj この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

C R 5 b : 標準的手法-リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーと C C F					
項番	リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ
		オン・バランスシートのエクスポージャーの額	オフ・バランスシートのエクスポージャーの額	C C F の加重平均値	信用リスク・エクスポージャーの額 (C C F ・信用リスク削減手法適用後)
1	40%未満				
2	40%—70%				
3	75%				
	80%				
4	85%				
5	90%—100%				
6	105%—130%				
7	150%				
8	250%				
9	400%				
10	1250%				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定に

よりリスク・ウェイトを算出することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

- a イ欄、ロ欄及びニ欄には、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額(自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている引当金(一般貸倒引当金を除く。)の控除後かつ部分直接償却後の額)を記載すること。
- b イ欄には、信用リスク削減手法(自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。)の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー(オフ・バランス取引を除く自己資本比率告示第六章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)の額を記載すること。
- c ロ欄には、CCF(自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。)を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額(CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。)を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。
- d ハ欄には、CCFを適用し、信用リスク削減手法の効果を勘案する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額をロ欄の額で除して得た比率を記載すること。
- e ニ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びCCFを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額を記載すること。
- f 内部格付手法を採用した場合は、自己資本比率告示第百四十四条又は第百四十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー(令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百六十五条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。)を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、当該株式等エクスポージャーに係る係数を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。
- g 項番1「40%未満」の項には、40パーセント未満のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- h 項番2「40%—70%」の項には、40パーセント以上70パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番3「75%」の項には、75パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

- j 「80%」の項には、80パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番4「85%」の項には、85パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番5「90%—100%」の項には、90パーセント以上100パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- m 項番6「105%—130%」の項には、105パーセント以上130パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番7「150%」の項には、150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- o 項番8「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第七十条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- p 項番9「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- q 項番10「1250%」の項には、1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- r 項番11「合計」の項ニ欄の額は、第五面の項番12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。
- s この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「—」を記載すること。
- t この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

CR10：内部格付手法－特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）												
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	
特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式）												
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外												
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リス ク・アセ ットの額	期待損失	
					PF	OF	CF	IPRE	合計			
優（Strong）	2.5年未満			50%								
	2.5年以上			70%								
良（Good）	2.5年未満			70%								
	2.5年以上			90%								
可（Satisfactory）				115%								
弱い（Weak）				250%								
デフォルト（Default）				—								
合計				—								
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）												
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	/					エクスポ ージャー の額（E AD）	信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
優（Strong）	2.5年未満			70%	/							
	2.5年以上			95%								
良（Good）	2.5年未満			95%								
	2.5年以上			120%								



可 (Satisfactory)				140%			
弱い (Weak)				250%			
デフォルト (Default)				—			
合計				—			
株式等エクスポージャー (マーケット・ベース方式等)							
マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー							
カテゴリー	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト		エクスポ ージャー の額 (E AD)	信用リス ク・アセ ットの額	
簡易手法—上場株式			300%				
簡易手法—非上場株式			400%				
内部モデル手法							
合計			—				
100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー							
自己資本比率告示第百六十五条第一項ただし書の定めるところにより 100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー			100%				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される(1)特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）及び(2)株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式を使用する株式等エクスポージャー及び自己資本比率告示第百六十五条第一項ただし書の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー）に係る計数を記載すること。

- b ハ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。
- c ニ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。
- d ホ欄のうち、「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「内部モデル手法」の項においては、リスク・ウェイトをCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADにより加重平均した値を記載すること。
- e ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案後のエクスポージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。
- f 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額並びに第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額と一致する。
- g 「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。
- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- j この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- k この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、%)

CR10：内部格付手法—特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシート の額	オフ・バランスシート の額	リスク・ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リスク・アセットの額	期待損失
					PF	OF	CF	IPRE	合計		
優（Strong）	2.5年未満			50%							
	2.5年以上			70%							
良（Good）	2.5年未満			70%							
	2.5年以上			90%							
可（Satisfactory）				115%							
弱い（Weak）				250%							
デフォルト（Default）				—							
合計				—							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）											
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシート の額	オフ・バランスシート の額	リスク・ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リスク・アセットの額	期待損失
優（Strong）	2.5年未満			70%							

	2.5年以上			95%	/			
良 (Good)	2.5年未満			95%				
	2.5年以上			120%				
可 (Satisfactory)				140%				
弱い (Weak)				250%				
デフォルト (Default)				—				
合計				—				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）に係る計数を記載すること。

b ハ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。

c ニ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。

d ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案後のエクスポージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。

e 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC

RE)」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番4「信用リスクのうち、スロッシング・クライテリア適用分」の項イ欄の額と一致する。

f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

h この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

i この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CCR 2 : CVAリスクに対する資本賦課			
項番		イ	ロ
		信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
1	先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計		
2	(i) CVAバリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)		
3	(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)		
4	標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計		
5	CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の四第一項のCVAリスク相当額を算出するに当たり先進的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第七十五条に規定する期待エクスポージャー方式を用いて算出した与信相当額の合計額を記載すること。
- b 項番2「(i) CVAバリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の四第一項第一号に規定するCVAバリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の四第一項第二号に規定するCVAストレス・バリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三のCVAリスク相当額を算出するに当たり標準的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第二百七十条の三第一項の算式中の与信相当額 (EAD) の合計額を記載すること。
- e 項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項には、項番1の項に記載された額及び項番4の項に記載された額の合計額を記載すること。
- f ロ欄には、各計測手法に基づき算出されたCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額、第十面の項番6「合計」の項へ

欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA			
項番		イ	ロ
		構成要素の額	BA-CVAによるリスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	CVAリスクのうち取引先共通の要素		
2	CVAリスクのうち取引先固有の要素		
3	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「CVAリスクのうち取引先共通の要素」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における $K_{reduced}$ の算式において、 $\rho$ を一と仮定した場合に算出される $K_{reduced}$ の値を記載する。
- b 項番2「CVAリスクのうち取引先固有の要素」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における $K_{reduced}$ の算式において、 $\rho$ を零と仮定した場合に算出される $K_{reduced}$ の値を記載する。
- c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が限定的なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。



(単位：百万円)

CVA2：完全なBA-CVA		
項番		イ
		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	K Reduced	
2	K Hedged	
3	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める  $K_{\text{reduced}}$  の値に割引係数 ( $DS_{\text{BA-CVA}}$ ) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める  $K_{\text{hedged}}$  の値に割引係数 ( $DS_{\text{BA-CVA}}$ ) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が完全なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのリスク・アセットの額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）	取引相手方の先数
1	金利リスク		
2	外国為替リスク		
3	参照先のクレジット・スプレッド・リスク		
4	株式リスク		
5	コモディティ・リスク		
6	取引相手方のクレジット・スプレッド・リスク		
7	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番6までの項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- d 項番7「合計」の項ロ欄の額には、SA-CVAによるCVAリスク相当額の算出対象となる取引相手方の先数を記載すること。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセットの変動表		
項番		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8％で除して得た額）
1	前期末	
2	当半期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「当半期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番2「当半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- d この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- e 「変動事由の説明」の項には、当半期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。
- f 項番1「前期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。
- g この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		リスク・アセット (リスク相当額を8%で除して得た額)
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
3	外国為替リスクの額	
4	コモディティ・リスクの額	
	オプション取引	
5	簡便法により算出した額	
6	デルタ・プラス法により算出した額	
7	シナリオ法により算出した額	
8	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額	
9	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百八十一条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百八十八条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十一条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「オプション取引 簡便法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第二百九十五条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- f 項番6「オプション取引 デルタ・プラス法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第二百九十六条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番7「オプション取引 シナリオ法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

- h 項番8「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の五までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額、自己資本比率告示第三百二条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額及び自己資本比率告示第三百二条の九に規定する修正標準方式を用いて算出したコリレーション・トレーディングに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- i 項番9「合計」の項には、項番1から項番8までの合計額を記載すること。
- j 項番9「合計」の額は、第一面の項番17「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		マーケット・リスク相当額
1	一般金利リスク	
2	株式リスク	
3	コモディティ・リスク	
4	外国為替リスク	
5	信用スプレッド・リスク（非証券化商品）	
6	信用スプレッド・リスク（証券化商品（非CTP））	
7	信用スプレッド・リスク（証券化商品（CTP））	
8	デフォルト・リスク（非証券化商品）	
9	デフォルト・リスク（証券化商品（非CTP））	
10	デフォルト・リスク（証券化商品（CTP））	
11	残余リスク・アドオン	
	その他	
12	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 から項番 7 までの項には、自己資本比率告示第二百八十条の二第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- b 項番 8 から項番 10 までの項には、自己資本比率告示第二百八十八条第一項第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- c 項番 11 「残余リスク・アドオン」の項には、自己資本比率告示第二百九十二条第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 「その他」の項には、項番 1 から項番 11 までの項のいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。
- e 項番 12 「合計」の項には、項番 1 の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。
- f 項番 12 「合計」の項の額は、第一面の項番 21 「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切

り捨てること。

- i この面は、自金融機関が標準的方式採用金庫の場合又は内部モデル方式採用金庫の場合にあっては、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載すること。

(単位：百万円)

MR 3 : 内部モデル方式の状況 (マーケット・リスク)	
項番	
	バリュエーション・アット・リスク (保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%)
1	最大値
2	平均値
3	最小値
4	期末
	ストレス・バリュエーション・アット・リスク (保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%)
5	最大値
6	平均値
7	最小値
8	期末
	追加的リスクの額 (片側信頼区間 99.9%)
9	最大値
10	平均値
11	最小値
12	期末
	包括的リスクの額 (片側信頼区間 99.9%)
13	最大値
14	平均値
15	最小値
16	期末
17	フロア (修正標準的方式)

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 「バリュエーション・アット・リスク (保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%)」の項番 1 から項番 4 までの項には、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第一号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのバリュエーション・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- b 「ストレス・バリュエーション・アット・リスク (保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%)」の項番 5 から項番 8 までの項には、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第二号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのストレス・バリュエーション・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- c 「追加的リスクの額 (片側信頼区間 99.9%)」の項番 9 から項番 12 までの項には、自己資本比率告示第二百七十六条第二項第一号に規定する期中における追加的リスクの額に係る計数を記載すること。
- d 「包括的リスクの額 (片側信頼区間 99.9%)」の項番 13 から項番 17 までの項には、自己資本比率



告示第三百二条の十一第一号に規定する期中におけるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額に係る計数を記載すること。ただし、項番 17 の「フロア（修正標準的方式）」の項には、自己資本比率告示第三百二条の十一第三号に掲げる額を記載すること。

- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳									
項番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
			算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テスト テイングの超 過回数 (99.0%)	前半期の算出基準日を含む直近 十二週間の値	
			当半期末	平均値	最大値	最小値		前半期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))								
2	リスク・クラス	一般金利リスク							
3		株式リスク							
4		コモディティ・リスク							
5		外国為替リスク							
6		信用スプレッド・リスク							
7	制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C <sub>i</sub> ))								
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)								
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)								

10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)							
11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ							
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)							
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (ロ)							
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)							
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク (SA <sub>all desk</sub> ) (ニ)							
16	マーケット・リスクの合計額 (ACR <sub>total</sub> ) min( (イ) + (ロ) ; (ニ) ) + max( 0, (ハ) )							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混

乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C)) の値を記載すること。

b 項番2「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。

c 項番3「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。

d 項番4「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。

e 項番5「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。

f 項番6「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。

g 項番7「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C<sub>i</sub>))」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。

h 項番8「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額 (IMCC) の値を記載すること。

i 項番9「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの (SES) の値を記載すること。

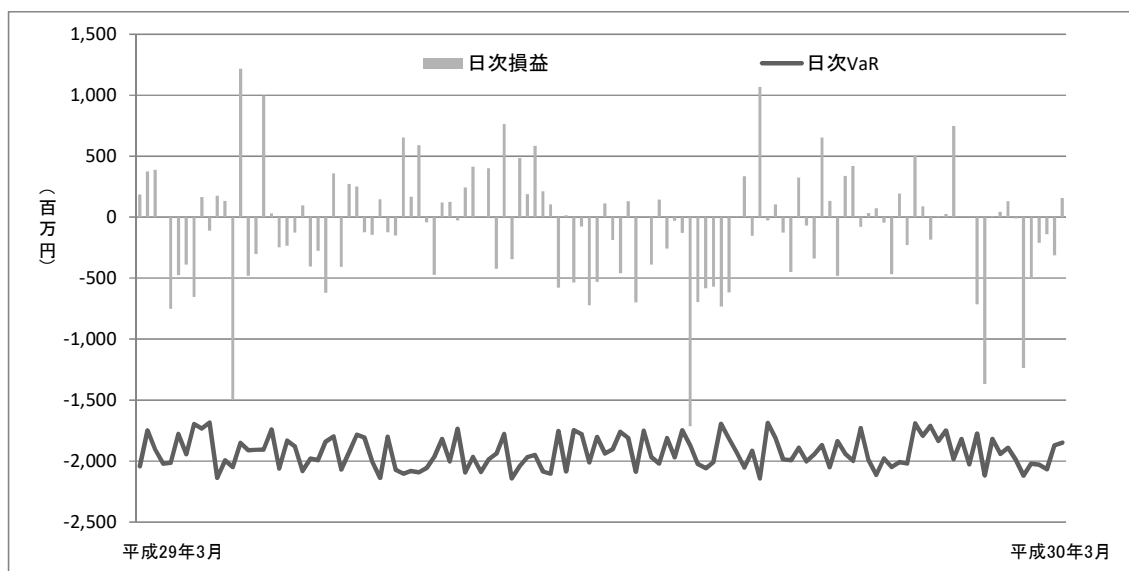
j 項番10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十七条に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額 (DRC) の値を記載すること。

k 項番11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。

l 項番12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定めるC<sub>A</sub>及びDRCの合計額 (IMA<sub>G,A</sub>) に資本サーチャージを加算した値を記載すること。

- m 項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 ( $C_u$ ) の値を記載すること。
- n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{G,A}$  の値から自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定めるグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ( $SA_{G,A}$ ) の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ( $SA_{all\ desk}$ ) の値を記載すること。
- p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 ( $ACR_{total}$ ) の値を記載すること。
- q イ欄には、当半期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当半期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当半期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当半期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、自己資本比率告示第二百七十五条の二第二項に定める全社的なバック・テストの超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前半期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前半期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

## MR 4 : 内部モデル方式のバック・テストの結果



(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率告示第二百七十四条第二項第二号に定めるバック・テストの結果を図示すること（上記は凡例である。）。
- b 系列「日次VaR」は、自己資本比率告示第二百七十七条第一項に規定する保有期間を一日としてリスク計測モデル（追加的リスク計測モデル及び自己資本比率告示第三百二条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクの額をいう。
- c 系列「日次損益」は、自己資本比率告示第二百七十七条第一項に規定する実際に発生した損益（以下「実損益」という。）又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益（以下「仮想損益」という。）のうち、自金融機関が採用している損益の額をいう。ただし、実損益及び仮想損益のいずれも開示することもできるものとし、その場合には二の損益の主要な差異項目について定性的な説明を併せて記載すること。
- d 報告基準日を含む直近 250 営業日分のバック・テストの結果を記載すること。バック・テストの超過については、超過日、超過額及び超過の主要な要因について記載すること。
- e この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引 以外の取引	オプション取引		
			簡便法により算 出した額	デルタ・プラス 法により算出し た額	シナリオ法によ り算出した額
1	金利リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額				
2	株式リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額				
3	コモディティ・リスクの額				
4	外国為替リスクの額				
5	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額				
6	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十四条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額(自己資本比率告示第二百九十四条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額)を記載すること。
- b 項番2「株式リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十五条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額(自己資本比率告示第二百九十五条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額)を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十七条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十六条の規定

により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

- e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の四までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第三百二条の五及び第三百二条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。
- f 項番6「合計」の項には、項番1から項番5までの合計額を記載すること。
- g 項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額は、第一面の「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- h イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。
- i ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- j ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を記載すること。
- k ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- n この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。



(単位：百万円、件)

OR 1：オペレーショナル・リスク損失の推移												
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		当中間期末	前期末	前々期末	ハの前期末	ニの前期末	ホの前期末	ヘの前期末	トの前期末	チの前期末	リの前期末	直近十年間の平均
二百万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
千万円を超える損失を集計したもの												
6	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
7	損失の件数											
8	特殊損失の総額											
9	特殊損失の件数											
10	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
オペレーショナル・リスク相当額の計測に関する事項												

11	I L Mの算出への内部損失データ利用の有無											
12	項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- b 項番2「損失の件数」の項には、aの二百万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- c 項番3「特殊損失の総額」の項には、二百万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- d 項番4「特殊損失の件数」の項には、cの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- e 項番5「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- f 項番6「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- g 項番7「損失の件数」の項には、fの千万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- h 項番8「特殊損失の総額」の項には、千万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- i 項番9「特殊損失の件数」の項には、hの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- j 項番10「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除したオペレーショナル・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- k 項番11「I L Mの算出への内部損失データ利用の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、内部損失データを用いたI L Mの算出（自己資本比率告示第三百六条第一項第一号に定める方法による算出をいう。）の有無を記載すること。
- l 項番12「項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当た

って、自己資本比率告示第三百八条第一項の承認を受けていない場合において、自金融機関の内部損失データに係る基準（自己資本比率告示第三百十条第一号に定める基準をいう。）充足の有無を記載すること。

m それぞれの項の対象となる範囲に変更が生じている場合は、説明を付すこと。

n 直近五年以上十年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合は、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えるものとする。

o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

p この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

OR2：B I Cの構成要素				
項番		イ	ロ	ハ
		当中間期末	前期末	前々期末
1	I L D C			
2	資金運用収益			
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	S C			
7	役員取引等収益			
8	役員取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	F C			
12	特定取引勘定のネット損益 (特定取引等のネット損益)			
13	特定取引勘定以外の勘定のネット 損益 (特定取引等以外の勘定のネ ット損益)			
14	B I			
15	B I C			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又 は事業部門を含むB I			
17	除外特例によって除外したB I			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率告示第三百五条に定める算式及び自己資本比率告示別表第一に定める用語の意義に基づく計数を記載すること。
- b 項番4「金利収益資産」の項には、財務諸表に掲載される各会計期末の全ての貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産の額の合計額を記載すること。
- c 項番14「B I」の項には、項番1、項番6及び項番11の合計額を記載すること。
- d 項番15「B I C」の項には、項番14「B I」に自己資本比率告示第三百五条第四項に定める掛目を適用して算出した額を記載すること。

- e 項番 16「除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むB I」の項には、自己資本比率告示第 三百十四条の承認を受け除外した連結子法人等又は事業部門を含むB Iの額を記載すること。
- f 項番 17「除外特例によって除外したB I」の項には、項番 14 と項番 16 の差額を記載すること。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

OR3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要		
項番		
1	B I C	
2	I L M	
3	オペレーショナル・リスク相当額	
4	オペレーショナル・リスク・アセットの額	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「B I C」の項には、自己資本比率告示第三百五条に定めるB I Cの額を記載すること。
- b 項番2「I L M」の項には、自己資本比率告示第三百六条に定めるI L Mの値を記載すること。この場合において、一部の連結子法人等又は事業部門を分けてI L Mを算出した場合は、当該連結子法人等又は事業部門を除いた法人単位のI L Mの値を記載すること。
- c 項番3「オペレーショナル・リスク相当額」の項には、自己資本比率告示第三百四条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「オペレーショナル・リスク・アセットの額」の項には、自己資本比率告示第三百四条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e この様式に記載する額は、この様式で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f I L Mの値（項番2）は、小数点以下二位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

ENC 1：担保資産の状況					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		担保に供されている資産の額	担保に供されていない資産の額	合計	うち、証券化エクスポージャーの額
1	現金預け金				
2	特定取引資産				
3	有価証券				
4	貸出金				
5	.....				
	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産を対象として計数を記載すること。
- b 項番1から項番4までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除すること。
- c イ欄には、法令、規則、契約その他の制約（市場流動性に関する制約を除く。）により、各金融機関が流動化、売却、移転、譲渡を行うことが禁じられている又は制限されている資産の額を記載すること。
- d この面に定める項目につき自金融機関で該当する額がない場合は、「－」を記載すること。
- e この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CMS 2：ポートフォリオ別の内部格付手法と標準的手法の信用リスク・アセットの比較					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		信用リスク・アセットの額			
		内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額	イ欄の内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額について、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	ソブリン向けエクスポージャー				
	うち、我が国の地方公共団体向け				
	うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け				
	うち、国際開発銀行向け				
	うち、地方公共団体金融機構向け				
	うち、我が国の政府関係機関向け				
	うち、地方三公社向け				
2	金融機関等向けエクスポージャー				
3	株式等向けエクスポージャー				
4	購入債権				
5	事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債				



	権を除く。)				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
6	中堅中小企業向けエクスポージャー				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
7	居住用不動産向けエクスポージャー				
8	適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー				
9	その他リテール向けエクスポージャー				
10	特定貸付債権				
	うち、事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五及び第六十六条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識されるCCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

b ロ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、標準的手法により算出したCCF適用後か

つ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

c ハ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

d ニ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、標準的手法により算出した、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。また、当該額は資本フロアに係る掛目を勘案する前の額とすること。

e 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

f 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

g 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

h 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第五十五条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

j 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

k 項番3「株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百六十五条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により信用リスク・アセットの額を算出する株式等エクスポージャーに係る額は含めないこととする。また、令和十年三月三十一日以降、自金融機関の保有する株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額はイ欄及びロ欄には記載せず、これらの信用リスク・アセットの額の合計額をハ欄及びニ欄に記載すること。

- l 項番4「購入債権」の項には、購入債権に係る額を記載すること。また、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合は、その額を含めた額を記載すること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。
- m 項番11「合計」の項イ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第九号第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- n 項番11「合計」の項ハ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第九号第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。
- o 項番11「合計」の項ニ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第九号第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ニ欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- q この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- r この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

MR 2：内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		バリュウ・アット・リスク	ストレス・バリュウ・アット・リスク	追加的リスク	包括的リスク	その他	合計
1 a	前四半期末におけるリスク・アセット						
1 b	前四半期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整						
1 c	前四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額						
2	当四	リスク量の変動					
3	半期	モデルの更新又は変更					
4	中の						
5	要因	手法及び方針					
6	別の	買収及び売却					
7	変動	為替の変動					
8 a	額	その他					
8 a	当四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額						
8 b	当四半期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整						
8 c	当四半期末におけるリスク・アセット						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 a 「前四半期末におけるリスク・アセット」及び項番 8 c 「当四半期末におけるリスク・アセット」の項には、自己資本比率告示の規定に基づき算出されるリスク・アセットの額を記載すること（例：バリュウ・アット・リスクであれば、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第一号の規定に基づき、算出基準日のバリュウ・アット・リスクと、算出基準日を含む直近 60 営業日のバリュウ・アット

- ・リスクの平均値に自己資本比率告示第二百七十七条に定める乗数を乗じて得た額のうちいずれか大きい額を8パーセントで除して得た額を記載する。)
- b 項番1 b「前四半期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整」及び項番8 b「当四半期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整」の項には、項番1 aの項に計上される額を項番1 cの項に計上される額で除して得た値及び項番8 cの項に計上される額を項番8 aの項に計上される額で除して得た値をそれぞれ記入すること。
- c 項番1 c「前四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番8 a「当四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の項には、算出基準日における内部モデル方式による計測値を8パーセントで除して得た額を記載すること。項番2から項番7までに掲げる変動要因分析は、項番1 c「前四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番8 a「当四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の額に対して実施すること。
- d 項番2「リスク量の変動」の項には、ポジション変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- e 項番3「モデルの更新又は変更」の項には、自己資本比率告示第二百四十条第二項第三号又は第三百二条の十第三項第三号に規定するリスク計測モデルの更新又は変更（計測対象の変更を含み、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因する変更を除く。）に起因して、自己資本比率告示第二百七十八条第一項又は第三百二条の十二第一項に規定する変更に係る届出を行った場合のリスク・アセットの額の変動額を記載すること。期中においてリスク計測モデルの更新及び変更に係る届出を2回以上行った場合には、項を追加した上、それぞれの更新及び変更につき額を計上すること。
- f 項番4「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更（新たな規制の導入を含む。）による計算手法の変更に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番5「買収及び売却」の項には、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- h 項番6「為替の変動」の項には、為替変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- i 項番7「その他」の項には、項番2から項番6までに掲げる項目以外の要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番6と項番7との間に項を追加の上、当該要因及び当該要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。)
- j イ欄には、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第一号の規定により算出される額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- k ロ欄には、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第二号の規定により算出される額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- l ハ欄には、自己資本比率告示第二百七十六条第二項の規定により算出される追加的リスクの額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- m ニ欄には、自己資本比率告示第三百二条の十一の規定により算出されるコリレーション・トレーディ

ングの包括的リスクの額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

- n へ欄には、イ欄からホ欄までに計上される額の合計額を記載すること。項番1 a「前四半期末におけるリスク・アセット」の項及び項番8 c「当四半期末におけるリスク・アセット」の項へ欄の額は、第一面の項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項ロ欄の額及びイ欄の額と、それぞれ一致する。
- o 項番8 c「当四半期末におけるリスク・アセット」の額は、第一面の項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- q この面に記載する比率（項番1 b及び項番8 b）は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- r 開示に使用する額の単位については、当四半期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- s この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳									
項番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
			算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テスト テイングの超 過回数 (99.0%)	前四半期の算出基準日を含む直 近十二週間の値	
			当四半期末	平均値	最大値	最小値		前四半期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))								
2	リスク・クラス	一般金利リスク							
3		株式リスク							
4		コモディティ・リスク							
5		外国為替リスク							
6		信用スプレッド・リスク							
7	制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C <sub>i</sub> ))								
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)								
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)								

10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)							
11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ							
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)							
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (ロ)							
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)							
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク (SA <sub>all desk</sub> ) (ニ)							
16	マーケット・リスクの合計額 (ACR <sub>total</sub> ) min( (イ) + (ロ) ; (ニ) ) + max( 0, (ハ) )							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混



乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C)) の値を記載すること。

b 項番2「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。

c 項番3「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。

d 項番4「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。

e 項番5「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。

f 項番6「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。

g 項番7「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C<sub>i</sub>))」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C<sub>i</sub>)) の値を記載すること。

h 項番8「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額 (IMCC) の値を記載すること。

i 項番9「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの (SES) の値を記載すること。

j 項番10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十七条に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額 (DRC) の値を記載すること。

k 項番11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。

l 項番12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定めるC<sub>A</sub>及びDRCの合計額 (IMA<sub>G,A</sub>) に資本サーチャージを加算した値を記載すること。

- m 項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 ( $C_u$ ) の値を記載すること。
- n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{G,A}$  の値から自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定めるグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ( $SA_{G,A}$ ) の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ( $SA_{all\ desk}$ ) の値を記載すること。
- p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 ( $ACR_{total}$ ) の値を記載すること。
- q イ欄には、当四半期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当四半期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当四半期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当四半期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、自己資本比率告示第二百七十五条の二第二項に定める全社的なバック・テストの超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前四半期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前四半期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセットの変動表		
項番		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8％で除して得た額）
1	前四半期末	
2	当四半期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前四半期末」の項には、直前の四半期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番1「前四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項口欄の額と一致する。
- c 項番2「当四半期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番2「当四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f 「変動事由の説明」の項には、当四半期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。
- g 項番1「前四半期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。
- h この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

CMS 1：内部モデルを用いた手法と標準的手法のリスク・アセットの比較					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセットの額			
		内部モデルを用いて算出したリスク・アセットの額	標準的な手法適用分のリスク・アセットの額	リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的な手法により算出したリスク・アセットの額(フロア掛目前)
1	信用リスク				
2	カウンターパーティ信用リスク				
3	CVAリスク				
4	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
5	マーケット・リスク				
6	オペレーショナル・リスク				
7	その他リスク・アセット				
8	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄には、内部モデルを用いた手法（内部格付手法、内部モデル手法、期待エクスポージャー方式、エクスポージャー変動額推計モデル及び内部評価方式をいう。以下この面において同じ。）のうち、承認を受けた手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- b ロ欄には、承認を受けた内部モデルを用いた手法以外の手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- c ハ欄には、イ欄及びロ欄に計上される額の合計額を記載すること。

- d ニ欄には、ハ欄に計上されるリスク・アセットの額について、内部モデルを用いた手法の承認を得ていないものとみなして算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- e 項番1「信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- f 項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- g 項番3「CVAリスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、第一面の項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番5「マーケット・リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番20「マーケット・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番6「オペレーショナル・リスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番24「オペレーショナル・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄及びハ欄の額は、第一面の「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスク その他」のイ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番15「未決済取引」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- n この面は、自金融機関が内部モデルを用いた手法のうちいずれの承認も受けていない場合には、作成することを要しない。